

周南市国土強靱化地域計画

令和3年(2021年)3月

周 南 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨及び計画の位置付け	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係	2
第2章 基本的な考え方	3
1 基本的な方針	3
2 基本目標	4
3 事前に備えるべき目標	4
第3章 市の概況及び想定される災害リスク	5
1 概況	5
2 想定される災害リスク	7
3 対象とする災害	10
第4章 脆弱性の評価	11
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	11
2 施策分野の設定	13
3 脆弱性の評価結果	13
第5章 施策の推進方針	14
1 施策分野ごとの推進方針	14
第6章 施策の重点化	34
1 重点施策	34
第7章 計画の推進と進捗管理	35
1 計画の推進	35
2 計画の進捗管理と見直し	35

資料編

- 資料1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果
- 資料2 施策分野ごとの脆弱性評価結果
- 資料3 用語解説

第1章 計画策定の趣旨及び計画の位置付け

1 計画策定の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加しており、特に平成30年7月豪雨(2018年)においては、周南市(以下「本市」という。)に甚大な被害をもたらした。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていることや東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、社会生活や経済が機能不全に陥ることのないよう、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めるとともに、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことがこれまで以上に重要となっている。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、平成26年(2014年)6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定され、国は「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進している。

また、山口県においても、国が示す国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28年(2016年)3月に「山口県国土強靱化地域計画(以下「県地域計画」という。)」を策定されたところである。

本市においても、国の基本計画と県地域計画との調和を図りながら、強靱で安全・安心なまちづくりを推進していくため、「周南市国土強靱化地域計画」を策定する。

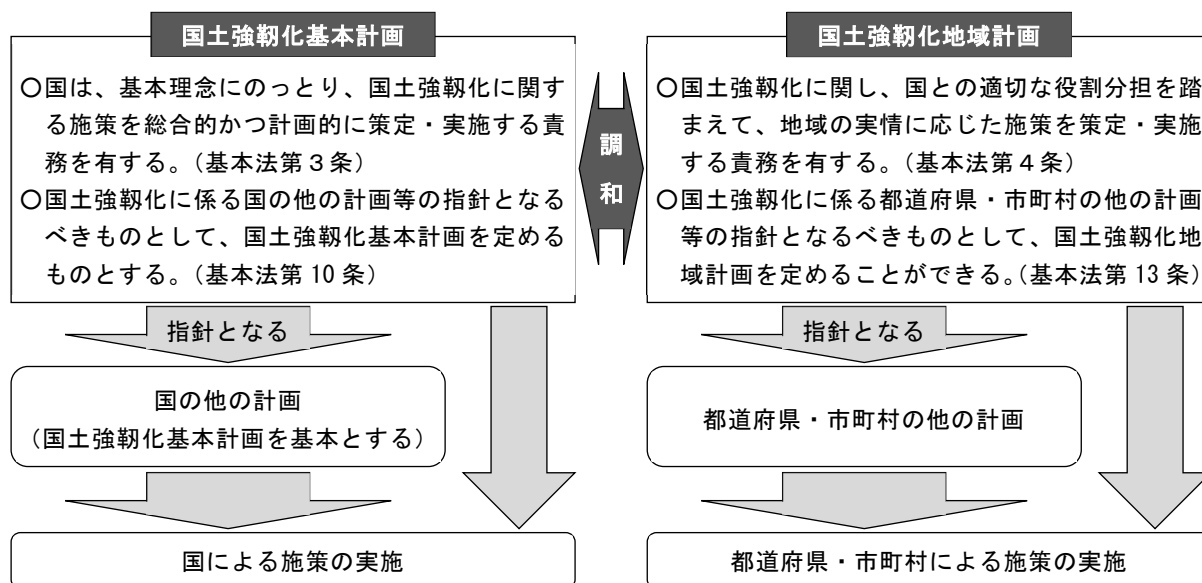


図 国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係

2 計画の位置付け

「周南市国土強靱化地域計画」は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本市における国土強靱化に係る各種計画等の指針として定めるものである。

第13条 国土強靱化地域計画

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 計画期間

計画期間は、基本計画に準拠し5年とし、目標年度を令和7年度(2025年度)とする。ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係

国土強靱化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。

地域計画と地域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

表 国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
特徴	あらゆるリスクを想定し、主に発災時に向けた平時の施策を対象	リスクを特定し、発災前から発災後にかけての対応を対象
対象のリスク	風水害、地震、津波、局地的な大雨等の自然災害全般が対象	風水害、地震・津波など、個別の災害やリスクが対象
対象フェーズ	発災前（平時）	発災時・発災後
施策の重点化	施策の重点化・優先順位付け	一般的に明記なし
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法

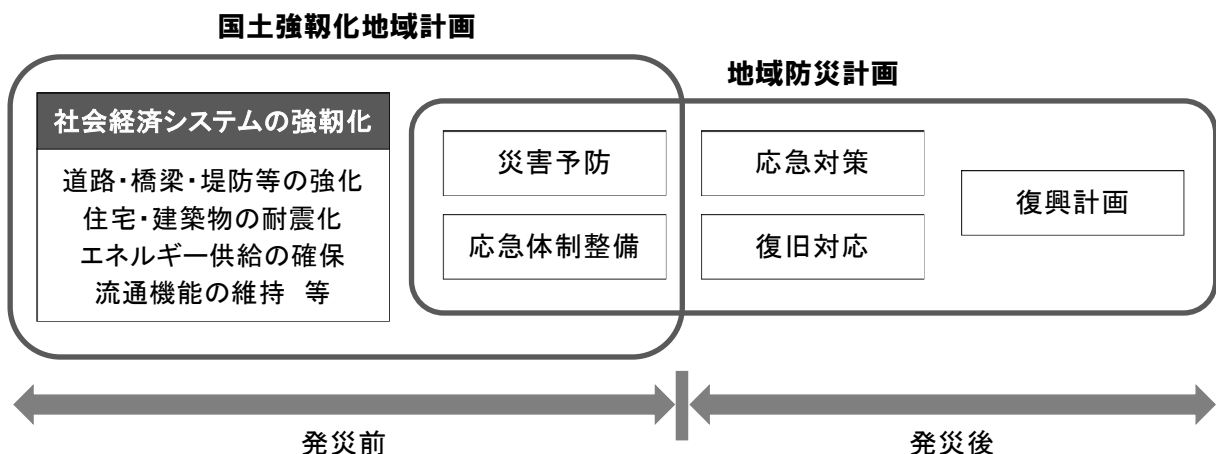


図 国土強靱化地域計画と地域防災計画の計画内容

第2章 基本的な考え方

1 基本的な方針

国土強靱化は、国・地域のリスクマネジメントであり、下図のPDCAサイクルを繰り返すことによる取組推進を基本とする。検討・取組の特徴としては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、それらを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。

国土強靱化地域計画は、基本計画との調和を保ちつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づいて策定する。また、「県地域計画」と「第2次周南市まちづくり総合計画（以下「総合計画」という。）」との調和を図る。

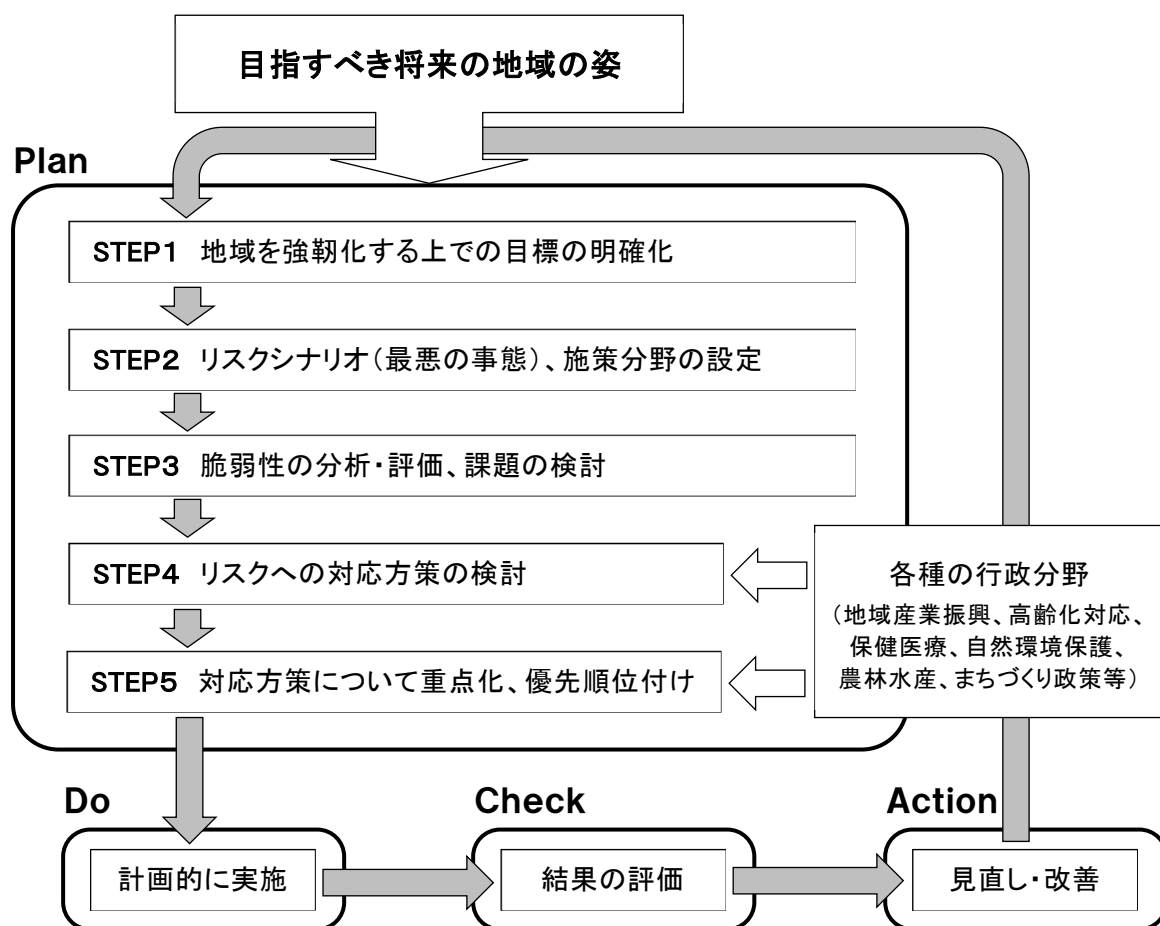


図 国土強靱化地域計画の基本的な進め方

2 基本目標

市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機に対して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として推進する。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

これらの基本目標を達成するため、次の8点を事前に備えるべき目標として設定する。

表 事前に備えるべき目標

①人命の保護	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
②救助・救急、医療活動	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
③行政機能の確保	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
④情報通信機能の確保	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
⑤経済活動の維持	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
⑥ライフラインの確保	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑦二次災害の防止	制御不能な二次災害を発生させない
⑧迅速な再建・復旧	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する

第3章 市の概況及び想定される災害リスク

1 概況

(1) 位置及び地勢

本市は山口県の東南部に位置し、西部は防府市・山口市、東部は下松市・光市、北部は岩国市及び島根県吉賀町に接し、また、南部は瀬戸内海に臨んでおり、東西約 37 km、南北約 39 km、面積 656.29 km²を有している。

地勢は、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を臨み、その海岸線に沿って大規模工場が立地し、それに隣接して東西に比較的幅の狭い市街地が連たんしている。北部にはなだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地帯が散在している。また、島嶼部は、瀬戸内海国立公園地区に指定されており、美しい自然環境を有している。

本市の北部には、標高 600m から 1,000m 程度の山並みが続いている。山口県の主要河川である佐波川、錦川の上流区域で、各支流がこれに合流しており、急流が多く、錦川には向道ダム、菅野ダム、水越ダムの 3 箇所のダムを有し、佐波川の支流である島地川には島地川ダムがある。また、浸食された深谷の地形は急傾斜地が多いため、地滑り、崖崩れ及び土石流の発生が多くみられる。

本市の東部には、田園住宅地の中を島田川が流れている。また、本市の南部には東から西光寺川、富田川、夜市川等の二級河川が流れており、それぞれに谷底平野沿岸低地が形成されている。これらの地域では排水不良による冠水、急傾斜地での宅地造成に伴う崖崩れの発生が懸念される。

徳山湾を取り巻く島々及び大島半島は、変化に富む沈水海岸の特徴を備えている。

市街地の海岸線は埋立地が工場用地として造成され、大部分が人工海岸となっており、それらを含む海岸線の延長は非常に長く、高潮、津波による浸水被害が想定されている。

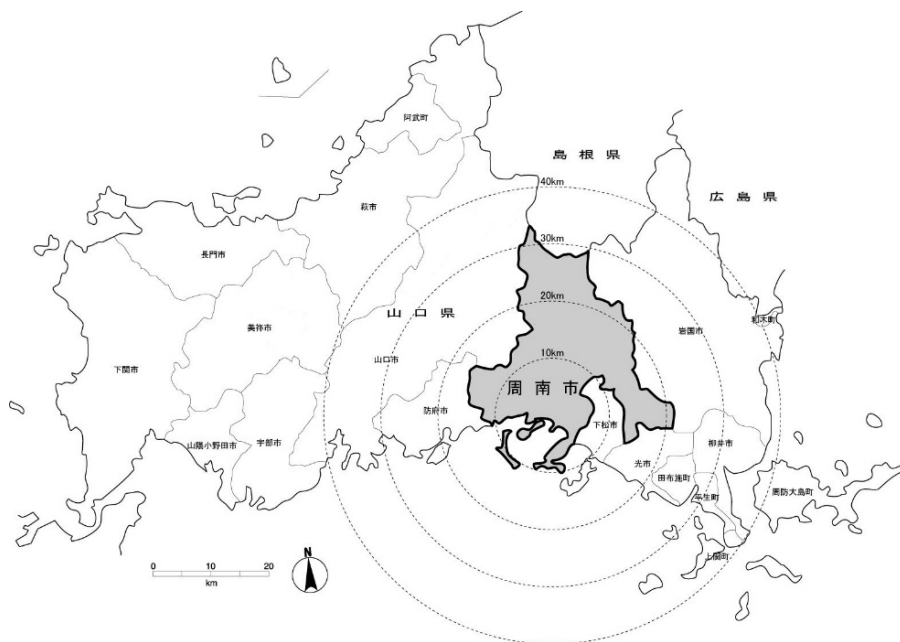


図 周南市の位置

(2)人口

本市の人口は、昭和 60 年(1985 年)の国勢調査人口 167,302 人をピークに、平成 27 年(2015 年)には 144,842 人まで減少している。

年齢 3 区分別でみると、人口が最も多かった昭和 60 年から平成 27 年にかけて、年少人口(15 歳未満)の減少率は総人口を大きく上回り、平成 27 年の構成比は 12.5%に低下した。生産年齢人口(15 歳～64 歳)も減少し、平成 27 年の構成比は 56.7%に低下した。

一方、高齢者人口(65 歳以上)は増加し、平成 27 年の高齢化率は 30.8%に上昇しており、少子高齢化が顕著になっている。

表 人口及び世帯数

(単位:人、世帯)

項 目	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
総人口	161,562	157,383	152,387	149,487	144,842
年少人口(0～14 歳)	25,591	22,624	20,874	19,769	17,992
生産年齢人口(15～64 歳)	109,141	103,695	96,608	89,906	81,321
老年人口(65 歳以上)	26,651	30,878	34,886	39,122	44,114
世帯数	59,412	60,805	60,672	61,841	61,999
一世帯当たり人員	2.72	2.59	2.51	2.42	2.34

注) 総人口には年齢不詳を、世帯には区分不詳を含む。



資料: 国勢調査

図 年齢 3 区分別人口の推移

2 想定される災害リスク

(1) 地震による被害

① 主要な断層による地震

山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後 30 年以内に 60～70%の確率で発生するとされている「東南海・南海地震」、同じく 40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」がある。

また、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされており、いつどこで地震を発生させるか分からない活断層が、県内で確認されており、その主なものは、大竹断層、菊川断層、大原湖断層系である。さらに本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯による地震被害も想定されている。

山口県は、国が平成 24 年(2012 年) 8 月に公表した南海トラフ巨大地震のデータを基に、平成 25 年(2013 年)12 月に「山口県津波浸水想定図(瀬戸内海沿岸)」を発表しており、本市の南海トラフ巨大地震における震度を「5 強」と想定している。

② その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要がある。具体的には、文献等に記載された活断層等から、県内各市町で地震動が最大となる洪水断層、厚狭東方断層、萩北断層、オケ峠断層、徳佐～地福断層、周防灘断層群、佐波川断層、大河内断層、日積断層による地震被害が想定されている。

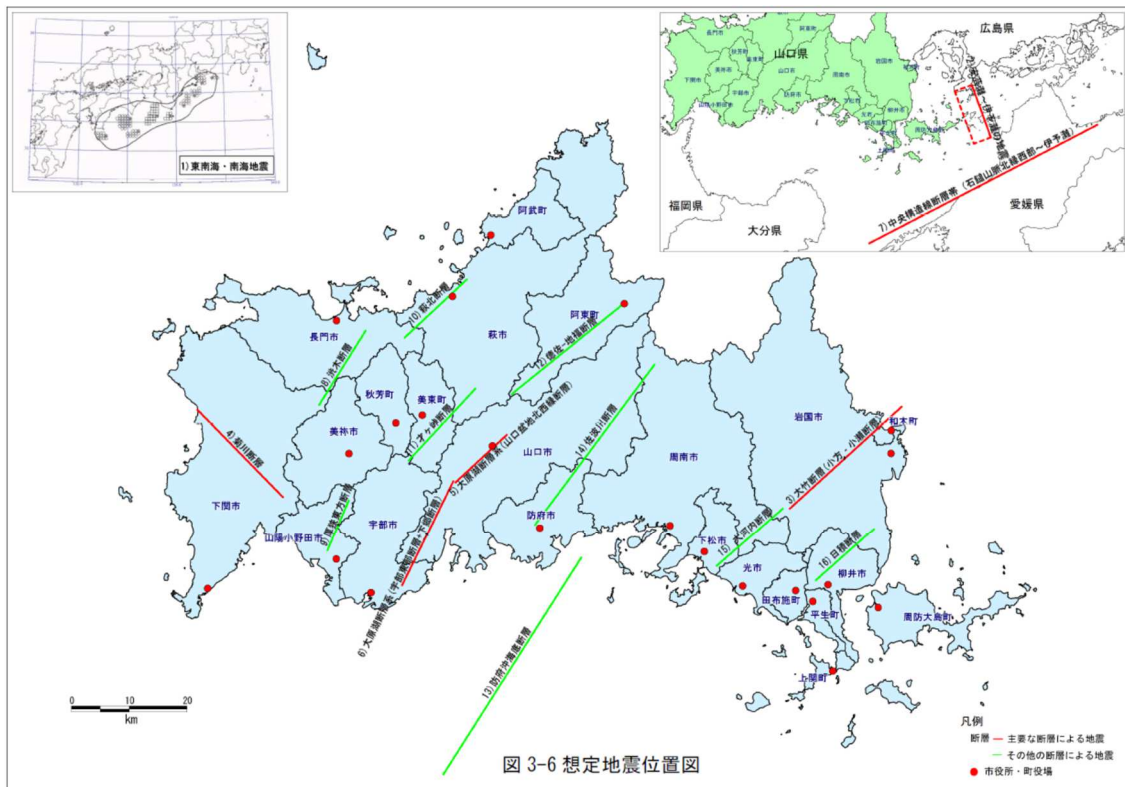
本市において特に影響が大きいとされる断層としては、周防灘断層帯、佐波川断層が周辺地域に確認されている。

本市による、被害想定結果は以下のとおりである。ただし、発災季節・時刻等の条件は、被害が最大となる場合とする。

表 周南市における建物及び人的被害想定結果

地震区分	建物被害				人的被害					負傷者 (人)
	全壊 棟数 (棟)	焼失 棟数 (棟)	出火 件数 (件)	半壊 棟数 (棟)	原因別死者 (人)					
					建物 倒壊	津波	土砂 災害	火災 その他	計	
南海トラフ 巨大地震	128		—	2,286	—	—	—	—	49	4
安芸灘～伊予 灘の地震	64	0	0	128	2	0	1	0	0	27
大竹断層 (小 方～小瀬断層)	780	272	1	4,209	24	0	20	1	45	439
周防灘断層群 主部	1,957	560	2	9,864	72	0	37	2	110	1,103
佐波川断層	1,245	192	2	7,057	38	0	29	0	67	725
大河内断層	2,239	308	2	5,613	110	0	25	1	136	832

資料：周南市地域防災計画 震災対策編



資料：山口県地震被害想定調査報告書（平成 20 年(2008 年) 3 月）

図 山口県の活断層

(2) 津波による災害

内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成 24 年(2012 年) 8 月）によると、南海トラフ巨大地震における本市の最大津波高は 5 m と想定されていたが、そのデータを基に「山口県地震・津波防災対策検討委員会」から、本市の最大津波高は「3.7 m」であるとの推定結果が発表（平成 25 年(2013 年)12 月）された。

本市の沿岸地域が津波の影響を直接受けるとともに、西光寺川、富田川、夜市川等の河川からの遡上による浸水被害が想定される。

(3) 石油コンビナートによる災害

本市は、周南工業整備特別地域の指定を受け、石油化学工業を主とした臨海石油化学コンビナートを形成し、活発な生産活動を続けている。石油化学を中心とする工場は、可燃物や有毒物等危険物の取扱量が大きく、石油類、ガス類、化学製品類の製造、貯蔵、販売、輸送も多く、いわゆる産業災害が発生する可能性が懸念される。

このため、このような工場・産業災害の発生を予防し、発災時の被害の軽減を図ることを目的に、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

また、徳山下松港は国際拠点港湾として、石油を運ぶタンカー等船舶の航行が盛んであり、徳山下松港と竹田津港のフェリーの運航もあるため、多数の者の遭難を伴う衝突、沈没、タンカー事故等による大量の石油類、その他危険物、有害物の流出等大規模な事故の発生要因を内包している。



資料：山口県石油コンビナート等防災計画

図 石油コンビナート等特別防災区域

(4) 大雨による浸水・土砂災害

近年、全国各地で梅雨前線等の停滞による豪雨や局地的豪雨が頻発し、河川の氾濫や土砂災害等、大規模な被害が懸念される。長時間にわたる大雨となることがあり、特に警戒を要する。

本市には、島田川、錦川、渋川、島地川、夜市川、富田川、西光寺川等の主要な河川があり、それぞれ大雨の際には、河川流域の地域では浸水が想定されている。

また、山口県の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）数は全国で3番目に多く、県内では、本市は下関市、岩国市に次いで3番目に多い土砂災害警戒区域等を有している。

本市においては、平成21年7月中国・九州北部豪雨(2009年)、平成30年7月豪雨(2018年)等の際に、市内の各地で浸水や崖崩れ等の被害が発生した。

特に平成30年7月豪雨により、死者1名、重傷者1名、軽傷者1名の人的被害のほか、全壊3棟、一部破損7棟、床上浸水35棟、床下浸水64棟などの被害が発生した。

(5) 台風による風水害及び高潮災害

近年、地球温暖化による日本付近の海水温上昇など気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が懸念される。

台風による災害は、前述の浸水・土砂災害のほか、高潮や暴風による被害が想定され、特に、台風が本市よりもやや西側を通過する場合は台風の危険半円側にあたり、影響が大きくなる。高潮は、台風等の接近に伴う気圧の低下によって海面が上昇する「吸い上げ効果」と、台風等による強風が沖から海岸に吹き寄せることによって海面が上昇する「吹き寄せ効果」によって発生する。本市は南に開けた海岸線を有しており、本市よりもやや西側を通る台風の場合は、長時間にわたり本市に向かって南寄りの強風が吹きやすくなるため、特に警戒を要する。

過去にも、平成3年(1991年)台風19号、平成11年(1999年)台風18号、平成16年(2004年)台風18号、平成17年(2005年)台風14号等の影響により、様々な被害が発生した。

3 対象とする災害

本市に大きな被害をもたらす自然災害を、本市の地域特性、過去の災害発生状況や県で策定された地震や洪水などの被害想定、土砂災害警戒区域等の指定状況を踏まえ以下のとおり設定した。

表 計画の対象とする災害

災害の種類	想定する被害の様相等	周南市の災害特性
南海トラフ地震 及びその発生に 伴う津波災害	今後 30 年間の間に約 70%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震により、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。 (平成 26 年(2014 年)3 月被害想定公表)	市全域における旧耐震住家等の倒壊、孤立集落の発生等 (市内最大震度 5 強)
断層型地震	周防灘断層群、大竹断層、佐波川断層など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード 7～8 クラスの地震により、大きな人身・建物被害が生じる。 (平成 20 年(2008 年)3 月被害想定公表)	市全域における旧耐震住家等の倒壊、孤立集落の発生等 (市内最大震度 6 強、周防灘断層群等の地震)
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。	市域では、土砂災害警戒区域が 2,974 箇所、特別警戒区域が 2,838 箇所指定されており、集中豪雨や大規模地震等により複数箇所土砂災害が発生
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲に渡る長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。	市内の河川の氾濫による浸水
高潮	台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の高潮などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大きな人身・建物被害等が生じる。	海面の水位上昇に伴う、排水機能の低下による道路や住家等の浸水

第4章 脆弱性の評価

1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画において設定されている事態から、本市の地域特性を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定した。

表 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救援、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に伝達できない事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
		5-2	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	【迅速な再建・復旧】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2 施策分野の設定

本計画の対象となる国土強靱化に関する施策の分野は、8の個別施策分野と2の横断的分野とする。

【個別施策分野】

- ①行政機能・消防等
- ②住宅・都市・情報通信
- ③保健医療・福祉
- ④産業
- ⑤交通・物流
- ⑥農林水産
- ⑦国土保全・土地利用
- ⑧環境

【横断的分野】

- ①リスクコミュニケーション
- ②老朽化対策

3 脆弱性の評価結果

脆弱性評価は、大規模自然災害に対して、どのような脆弱性（地域の弱点）があり、その脆弱性を克服するために何が必要かを洗い出すという、計画を策定するうえで重要な作業であり、設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現状ではどこに問題があり、どのような取組が必要かについて、次のポイントを考慮して分析・評価を行った。

- 起きてはならない最悪の事態を回避するために何が必要か
- ハード整備とソフト整備を適切に組み合わせているか
- 「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせているか
- 代替性やバックアップ体制が確保できているか

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果を「資料編 別紙1」に、施策分野ごとの脆弱性評価結果を「資料編 別紙2」に示す。

【主な脆弱性評価の結果】

- 災害を未然に防止する公共土木施設等（橋梁、海岸保全施設等）の計画的な整備が必要
 - 公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化への対応が必要
 - 災害時の輸送・復旧活動等を支える道路ネットワークの整備が必要
 - 石油コンビナート等での防災対策が必要
 - 「自助」・「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
 - 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
 - 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要
- など

第5章 施策の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から市域の強靱化を図るために必要となる施策について、以下の観点も踏まえ、施策分野ごとの推進方針や重要業績指標を定めた。

- 脆弱性評価結果の改善策として、「総合計画」や推進中あるいは計画中の事業、その他関連計画を踏まえ、整合性に配慮。
- 基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を参考とした施策の具体化。

施策分野ごとの推進方針及び重要業績指標を以下に示す。

(1) 個別施策分野

① 行政機能・消防等

■避難所等の確保

- 災害発生時における住民等の安全確保のため、指定緊急避難場所や指定避難所として指定しているが、今後も更なる避難先の確保に努める。また、避難所として有効に機能するために、各施設の状況及び設備等について整理した避難所カルテを更新する等現状の把握に努め、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害想定や感染症対策等配慮すべき様々な点も踏まえ、避難所の適切な確保を行っていく。

■学校施設の安全対策

- 避難所として想定される学校施設の屋内運動場や校舎において、トイレの洋式化改修や空調設備の整備等の実施による良質な生活環境の確保を目指すとともに、老朽化した外壁や屋根・屋上防水についてもあわせて計画的に整備を進める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
学校トイレの洋式化率	45.5% (R2)	60.0% (R7)

■防災関係機関における情報伝達

- 災害発生時の防災情報ネットワークの運用に万全を期すため、定期的に保守管理を行うとともに、県・市・防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。

■非常物資の備蓄

○災害時に備え、市で計画的な備蓄を推進するが、行政だけの対応には限界があるため、あわせて住民等の家庭内備蓄についても普及を進める必要がある。住民等に対して、災害時に備え、各家庭で1週間分の食料を目安にローリングストックなどによる備蓄を進めるよう、ホームページや防災ガイドブック等への掲載のほか、出前トークなど様々な機会を通じ、継続した普及啓発を図っていく。

■応援協定の締結・拡充

○災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段やエネルギー供給手段を確保できるよう、他の自治体等関係機関や民間事業者と災害時の応援協定や支援物資の供給等に関する協定等を締結しているが、協定の拡充を図る等流通備蓄による対策をさらに進めるとともに、平時から訓練等実効性のある運用に向けた取組を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
災害時応援協定の締結協定数	108 件 (R6)	向上させる (R7)

■災害応援・救援物資の受援体制の構築

○災害発生時に、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの応援を迅速かつ適切に受け入れることができるように、業務継続計画により不足する業務及び人員を把握し災害時受援計画に反映させるとともに、応援要員の活動拠点・滞り場所の確保についても検討・調整を行う。また、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や運用マニュアルを定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。

○災害発生時、国や県、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、物資等の受入調整施設及び受入れ物資の分配について検討の上、受援体制を構築する。

■業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組

○策定済みの業務継続計画・災害時受援計画について、災害の被害想定等を参照しつつ、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う。

■集落の孤立防止対策

○災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、代替ルートを検討し、国・県への交通防災対策を要望する。

■孤立集落発生時の救援体制の確保

- 県及び近隣市町や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に救援する内容について検討する。また、道路途絶が発生し物資の輸送が困難になった場合も想定し、補給方法も含めた備蓄計画を検討していく。

■災害対策本部機能の強化

- 災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について、検証の上、適宜見直しを行う。また、周南市防災情報収集伝達システムを有効活用し、様々な手段で、災害時の情報収集・情報共有に努める。

■災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化

- 広域にわたる大規模災害に係る人命救助、搜索活動に従事するため、緊急消防援助隊用車両・資機材等を整備するとともに、応援・受援計画を策定し、消防体制の充実を図る。

■総合防災訓練等の実施

- 大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い災害を想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や自主防災組織・学校等地域住民と連携した、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。

■救急・救助活動等の体制強化

- 災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、指導救命士を養成し、救急救命士の教育及び救急活動の検証体制の構築を図る。また、警防（指揮・消火・救急・救助）の各分野での、指導的立場の職員養成のため各種研修等への派遣を行う。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
指導救命士の配置率	88%（R6）	100%（R6）

■避難所の生活環境対策

- 災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、新型コロナウイルス等感染症対策も踏まえ、計画的に避難所運営に必要な物資資材の備蓄を進めるとともに、民間事業者等との物資調達に関する協定の締結を進め、流通備蓄の確保に努める。

■地域の治安の維持

- 警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗を狙った窃盗事件等が発生する

恐れがある。このため、青色防犯パトロール活動の推進、防犯メールの配信などを通じ、関係機関の連携のもと、災害発生時における治安維持に努める。

■災害発生時の交通整理体制の構築（※県主体の取組）

○災害発生時の的確な交通規制の確保に向けて、信号機電源付加装置の整備や可搬式発動発電機の整備を図るとともに、協定に基づく民間警備員等により交通整理人員を確保する。

■信号機の非常用電源対策（※県主体の取組）

○信号機が停電により機能不全となった場合、重大な交通災害が発生するおそれがあることから、その機能を復活させるため、信号機電源付加装置の整備や可搬式発動発電機の整備を図る。

■信号機の老朽化対策（※県主体の取組）

○災害発生時においても信号機の機能が適切に維持・確保されるように、計画的に機器等の更新整備を実施する。

■防災拠点となる公共施設の耐震化

○市が所有する防災拠点となる公共施設については、公共施設の耐震化を推進する。

■行政施設の非常用電源の整備

○災害時に拠点となる庁舎及び行政施設等の非常用電源の整備を進めていく。また、非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検・保守を実施する。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化

○情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施する。

■行政情報の災害対策

○災害発生時においても、行政データが保全され、業務継続が可能なよう、データのバックアップやクラウド化を進める。

■広域連携体制の構築

○山口県及び県内 19 市町で締結している「山口県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等を定期的に確認するとともに、平時から情報共有を行い県及び県内市町との連携していく。

■災害応援の受入体制の構築

- 災害発生時に迅速かつ速やかに他自治体からの応援を受け入れることができるよう、業務継続計画により不足する業務及び人員を把握し受援計画を策定していくとともに、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や運用マニュアルを定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。

■消防団員等の確保・育成

- 少子高齢化や産業構造の変化により消防団員が減少傾向にあるため、広報活動や消防団協力事業所の拡充を図るなど消防団員の確保に努める。また、消防団員の人材育成に取り組み、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。

■消防施設の強靱化

- 地震等による庁舎の被害を防止及び軽減し、活動拠点としての機能を確保するため、消防庁舎、消防団機庫の機能強化等を推進する。

■装備資機材・消防通信指令体制の整備・高度化

- 迅速・的確な救助活動を図るため、消防の各種装備資機材・消防情報通信体制の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る。

■関係機関の連携強化

- 警察・消防・自衛隊等各救助機関は、災害現場でより円滑な救出救助活動が実施できるよう、マニュアルの作成やオペレーションチームの設置、情報共有のための防災相互波無線の整備など、関係機関相互の連携強化を図る。

■文化財防災対策の促進

- 各文化財の特性に応じた防災対策を支援するとともに、設備の日常点検や防火訓練を実施する。また、文化財保護の意識向上や防災思想の普及のため、啓発活動に努め、広く市民の意識の高揚を図る。
- 無形民俗文化財の存続に向けた取組を支援するとともに、映像等に記録し、継承・復興に役立てる。
- 平時から関係機関・団体等との連携を進め、災害時の予めの受援体制の一層の整備を進める。

■応急仮設住宅の迅速な供与

- 十分な応急仮設住宅の建設用地を確保するため、引き続き応急仮設住宅建設候補地の新規選定を行っていく。また、平常時から応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整を継続して行く。

②住宅・都市・情報通信

■住宅の耐震化

○住宅の耐震化を一層推進するため、引き続き木造住宅の耐震診断に対する支援や耐震改修工事に対する支援制度の積極的な活用を促進する。また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	82.6% (H30)	90% (R7)

■建築物の耐震化

○建築物の耐震化を一層推進するため、引き続き多数の者が利用する建築物等の耐震診断に対する支援や耐震改修工事に対する支援制度の積極的な活用の促進及び避難路沿道等ブロック塀等除却・建替え工事への支援を実施する。また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。

■幹線街路の整備

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがあることから、避難路確保、救急活動、防災機能に寄与する緊急輸送道路、都市計画道路の整備を、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮し段階的に整備を進める。

■住宅の防災対策の推進

○火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、条例に適合する全ての箇所への住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。

○大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
住宅用火災警報器の設置率	80% (R6)	100% (R6)

■耐震性防火水槽の整備

○地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的配置を推進する。

■空き家対策の推進

○倒壊のおそれ等がある危険な空き家の除却の支援や、空き家の適正管理、利活用等を推進するため、空き家の実態調査、空家等対策計画の実施、空き家情報バンクの運営による利活用の推進を図る。

■密集市街地における防災体制の確保

○老朽化した建築物や細街路からなる密集した市街地においては、建築物の耐震化や住宅の建替え促進、生活道路の整備など住環境の改善を進め、延焼の拡大防止と避難の円滑化を図るとともに、空き家・空き地などの利活用による都市のスポンジ化対策や、居心地がよく歩きたくなる空間の創出による既成市街地の再生を促進し、良好で防災体制の確保された市街地環境の整備を推進する。

■災害に強いまちづくりの推進

○災害に強いまちづくり等を進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、空き家再生等推進事業を推進する。

■多様な情報収集伝達手段の確保

○災害時に様々な情報伝達手段を活用し、市民への迅速かつ正確な情報伝達を行うため、平時から国や県と連携したＪアラート訓練を行う等定期的な訓練を実施し、機器の安定運用と市民の防災意識の啓発に努める。また、電子メールやＳＮＳ等の情報伝達手段の多重化・多様化にあわせて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア・通信事業者・自主防災組織等と平時からの連携強化に努める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
主要ＳＮＳの閲覧件数	14,357 件/日 (H30)	15,000 件/日 (R7)
市ホームページ訪問数	163 万件 (H30)	288 万件 (R7)
防災ラジオの普及台数	5,362 台 (R5)	向上させる (R7)

■自然災害の危険性が低い地区への定住促進

○土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等に指定された区域等について、開発許可の厳格化と指定された区域内の住民への周知を行い、居住促進区域等への定住の促進と移転の誘導を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
居住促進区域内人口密度	46.7 人/ha (R5)	47.1 人/ha (R7)

■外国人等に対する防災情報提供体制の強化

○外国人等に対する防災情報提供体制を強化するため、国・県が作成した外国人向けのパンフレット等を窓口やパンフレット設置先に設置するなど普及啓発を図る。また、多言語による防災情報の伝達の在り方について検討する。Wi-Fi サービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き利用範囲の拡大を促進する。

■水道事業の業務継続計画の実践

○水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時においてその機能を維持又は早期に復旧することが不可欠であることから、業務継続計画における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高めておく。

■水道施設の耐震化・老朽化対策

○被災に伴う長期断水を防ぎ、被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を効率的、効果的かつ、着実に推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
水道管路の耐震化率	33.48% (R5)	35.60% (R7)

■水道施設の応急対策

○大規模な応急給水活動時においては多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等や地域との応急給水に関する訓練や、災害用備蓄資材の整備・充実に取り組む。

■下水道事業の業務継続計画の策定

○下水道施設が市民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画の実効性を高める見直しを進める。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策

○下水道供用開始から 50 年以上を経過している地区もあり、下水道施設の老朽化が進んでいる。施設更新には多額の費用を要する見込みであることから、下水道施設全体の維持管理、改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的に施設の再構築や長寿命化、設備の更新を進める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
下水道管渠の布設替え・更生延長	4,337m (R5)	4,934m (R7)

■集落排水施設の耐震化・老朽化対策

○集落排水では、供用を開始してから30年以上を経過している地区もあり、集落排水施設の状況を把握し、老朽化対策を効果的かつ計画的に進める。

■浄化槽機能停止リスクの軽減と早期復旧

○浄化槽整備区域にある単独処理浄化槽（みなし浄化槽）の浄化槽（合併処理浄化槽）への転換を促進する。あわせて、地図データとリンクさせるなど浄化槽台帳システム整備を進めるとともに、災害協定や事業継続計画（BCP）等の浄化槽に関する防災体制の構築、そして被災浄化槽の復旧支援制度の構築により、浄化槽システム全体の災害対応力強化を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
浄化槽整備区域の浄化槽整備率	43.8% (H31)	45.6% (R7)

■下水道（雨水）の整備

○近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を効果的かつ計画的に推進する。

■内水対策の促進

○内水による浸水被害を解消するため、雨水ポンプ場の整備等の取組を効果的かつ計画的に推進する。

■内水ハザードマップの整備

○内水による浸水に関する情報等を市民に周知を図ることで、円滑な避難ができるように支援するため、ハザードマップの整備を検討する。

■防災拠点となる公園・緑地の確保

○大規模災害時の防災体制の確保に向けて、広域防災拠点である周南緑地、地域防災拠点である永源山公園、広域避難地である徳山公園について防災機能の充実を図る。また一時避難地となる身近な公園や、避難路となる緑道について、適切な配置や維持管理に努める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
住民一人当たりの都市公園等の面積	18 m ² /人 (R2)	概ね 30 m ² /人 (R10)

■情報通信環境の強化

- 災害発生時の通信途絶を防ぐために、通信経路の冗長化等の機能強化を推進していく。
- また、情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi 利用環境の拡大を促進するとともに、市が管理する公共施設等の Wi-Fi 利用環境の充実を図る。あわせて第 5 世代移動通信システム（5G）の導入を推進する。

■電気通信事業者・放送事業者の災害対策

- 災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、総務省中国総合通信局中国地方非常通信協議会や電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。

③保健医療・福祉

■福祉施設の防災対策の推進

- 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。また、介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する。
- 障害者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）、非常用自家発電設備の整備、給水設備の整備、危険区域に所在する施設の移転改築整備、安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造りの塀の改修整備、ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から入所施設等において多床室の個室化改修、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の整備、障害者等の受入が可能となる避難スペースの整備を推進する。

■避難行動要支援者対策の促進

- 毎年、避難行動要支援者名簿を更新し、避難行動要支援者の情報把握に努める。また、避難行動要支援者名簿に基づき、地域の自主防災組織等や関係機関・団体が連携しながら、支援体制の整備を行うために、避難行動支援事業（避難行動要支援者を対象とした家具転倒防止器具の設置）を活用しながら個別計画の策定を進める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
避難行動要支援者を対象とした家具転倒防止器具の設置件数(避難行動支援事業)	36 件 (R5)	向上させる (R7)

■福祉避難所の指定・協定締結

○大規模な災害等に備え、社会福祉施設等を運営している事業者との協定締結など、福祉避難所を増やす取組の推進や、福祉避難所における物資供給・人員体制を整備し、避難者の安全・安心を確保する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
福祉避難所の指定数	15 箇所 (R5)	向上させる (R7)

■福祉施設等の安全対策

○災害危険箇所等に立地している福祉施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難確保計画の作成を促進する。

■医療従事者確保に係る連携体制

○災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や徳山医師会等との連携を強化する。
また、災害時における関係機関との情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していく。

■感染症への意識向上及び対応策の整備

○災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、新型コロナウイルス等感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を自主防災組織などとも連携し実施する。また、災害発生時感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒等を必要に応じて実施できるように、資材の確保や体制整備を確立する。

■予防接種の促進

○平時からの予防接種の必要性について普及啓発を行い、標準的な接種時期に合わせた接種勧奨通知の送付及び個別の接種勧奨を行うとともに、未接種者に対する再接種勧奨を行う。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
高齢者のインフルエンザワクチン接種率	54.8% (R1)	向上させる (R7)

④産業

■エネルギー供給事業者の災害対策

- 災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、施設の耐震性強化を図るなど、必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化するとともに、災害時のエネルギー供給体制の確保について企業との調整を行っていく。

■企業の業務継続計画策定の促進

- 県や商工団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資（ＢＣＰ融資）についても併せて周知する。

■石油コンビナート防災体制の強化

- 防災計画の見直しや、防災訓練による防災活動の習熟及び企業を含めた関係機関相互の連携強化を通じ、コンビナート防災体制の強化を継続して推進する。

■石油コンビナート等特別防災区域の耐震強化

- 石油タンクについては、耐震基準適合済みとなっている。高圧ガス設備については、耐震性能の向上のための改修計画を重要度が高い設備から推進するよう関係事業所に求め、改修が困難な設備の場合は、山口県石油コンビナート等防災計画を踏まえた被害軽減措置及び地震被害を想定した防災訓練により防災体制の強化を図る。

■危険物施設等の対策

- 危険物施設等の立入検査を実施し、施設の適正な維持管理を指導するとともに、防災訓練等を行い、防災力の向上を図る。

■緩衝地帯等の保全

- 臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナート事故などによる被害を軽減するため、引き続き緩衝地帯等の保全に努める。

■事業所における防災訓練の充実

- 事業所における火災等の被害を軽減するため、立入検査、保安講習会、消防訓練などの機会に、引き続き、訓練の実施、防災意識の高揚を図る。

⑤交通・物流

■橋梁の長寿命化

- 大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁については5年に1回の頻度で定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、長寿命化計画等に基づく補修・更新を推進する。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策

- 大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化及び電線類の地中化等を実施する。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策

- 集落と集落を結ぶ重要な路線の交通難所において道路改良を進めると同時に、道路施設や舗装の個別施設計画に基づき、計画的な維持補修に努める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
市道の改良率	65.4% (H30)	67.0% (R7)

■道路の防災対策

- 道路法面等の落石、崩土防止対策に取り組むとともに、道路のパトロールや路面下空洞調査等を定期的の実施し、舗装や道路附属物の補修等に努める。

■市街地等の幹線道路の無電柱化

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、市街地における幹線道路の無電柱化を推進する。

■道路施設の老朽化対策

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じないように、道路施設の個別施設計画に基づき、計画的な維持補修に努める。

■道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす地域高規格道路の整備等、広域的な道路ネットワークの構築を図る。

■安全な避難路の確保

- 多くの避難者が安全に避難出来るよう、市道の整備及び計画的な維持管理に努める。

■災害発生時の物流インフラの確保

- 災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県と連携しながら道路等の物流インフラについて危険箇所・想定要因の把握・共有により強化策を検討するとともに、経路途絶時の連絡方法・代替経路・道路啓開の調整を行い、災害に強い物流インフラを確保していく。

■燃料供給の確保

- 燃料供給事業者との連携を強化し、災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう協定の締結を推進するとともに、水素の利活用や一定程度の備蓄等についても検討していく。

■代替輸送手段の確保

- 中山間地域等における避難路や代替道路を確保するため、市道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を進める。

■災害発生時の物流機能の確保

- 災害発生時において物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定締結などの連携を図りながら、課題の整理を進めていく。また、物流機能の確保のため、県及び企業と連携し代替経路の検討・調整を行っていく。

■輸送ルートの代替性の確保

- 災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確保するため、庁内、県、交通事業者等と情報共有を図る。

■災害時における公共交通の安定供給の確保

- 大規模災害に備え、災害発生時における市民の交通手段が確保されるよう、引き続き、ＪＲ・バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携強化を図るとともに、周南市地域公共交通網形成計画に基づき持続可能な公共交通体系を構築する。また、事業者との連携による被災時の公共交通の早期復旧や効率的な代替輸送を実施するための日常的なネットワークの構築を図る。

■地域公共交通の確保

- 大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域公共交通を守り、維持していくため、引き続き、周南市地域公共交通網形成計画に基づき持続可能な公共交通体系を構築する。また、事業者との連携による被災時の公共交通の早期復旧や効率的な代替輸送を実施するための日常的なネットワークの構築を図る。

■広域交通の確保

- 災害発生時等に地域交通網が分断された場合の代替経路・代替交通手段の検討・調整を、ＪＲ・バス事業者等と行っていく。

⑥農林水産

■農道・林道の機能保全・老朽化対策

- 災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き定期的な点検診断等を実施する。

■ため池等の廃止や改修・老朽化対策

- 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池を特定農業用ため池に指定し、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、ハザードマップの作成や必要な防災工事を実施する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
ため池ハザードマップの整備	24 箇所（R4）	36 箇所（R7）

■食料生産体制の強化

- 自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進するとともに、産地としての持続性を確保し、収益力を向上に取り組む。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策

- 安定した農業生産を確保するため、引き続き地域の中心的な担い手に対して、施設・機械等の整備を支援する事業により、営農基盤の強化を図る。

■漁港施設の整備・老朽化対策

- 拠点漁港については、災害時でもその機能が維持できるよう、岸壁等の耐震化や、機能保全計画に基づいた施設の維持管理・更新等の老朽化対策を推進する。

■農林水産物の移出・流通対策

- 農産物等の集出荷体制を確保するため、計画的に農業施設の整備を進めるとともに、物流・販売関係者との強固なネットワークの構築を図るとともに、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立に取り組む。

■農地の利用促進

○地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能直接支払交付金などを活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
中山間地域等直接支払取組面積	504ha (R5)	505ha (R7)
多面的機能支払取組面積	859ha (R5)	860ha (R7)

■農地の生産基盤の整備推進

○地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、引き続き荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため農業生産基盤の整備を推進する。

■森林の計画的な保全管理

○森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより適切な森林環境の整備を図る。

⑦国土保全・土地利用

■海岸保全施設の整備・老朽化対策

○津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、計画的に護岸・堤防等の海岸保全施設の整備を推進するとともに、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める。

■高潮ハザードマップの整備

○県が見直しを行う高潮浸水想定に基づき、市で高潮ハザードマップを整備し、住民への周知を行う。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
高潮ハザードマップの改訂	改訂済 (R4)	改訂 (R4)

■河川改修等の治水対策

○近年の気候変動を考慮すると、集中豪雨はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、住民の暮らしの安全・安心を確保するためには、流域治水対策を踏まえて、河川改修や水門等の適切な点検と的確な維持管理等を着実に推進する。

■最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備

○河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、県が見直しを行う浸水想定に基づき、最大規模降雨による洪水に対応した洪水ハザードマップの整備を進める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
最大規模降雨による洪水ハザードマップの作成（計 8 河川）	8 河川（R3）	8 河川（R3）

■避難情報発令及び自主避難のための情報提供

○住民の適切な避難行動を促すため、避難情報の発令方法や伝達方法について検討していくとともに、土砂災害の危険性や早期避難の重要性について、住民の理解促進を図るため、広報紙やホームページによる周知のほか、自主防災組織等の勉強会や防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。

■大規模盛土造成地の滑動崩落対策

○大規模盛土造成地に係る県の調査結果を踏まえ、安全性調査等の計画を進めるとともに、災害に対する住民等の理解を深め、必要により滑動崩落防止対策を促す。

■山林地域における防災対策

○荒廃地（荒廃するおそれのある場所を含む。）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。

■地籍調査の促進

○災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
地籍調査進捗率	18%（R4）	向上させる（R7）

⑧環境

■有害物質の流出・拡散防止対策

- 災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視検査・指導等を県との連携により実施する。また、有害物質を保有する工場や事業者に対し、災害による流出・拡散の防止のために必要な資機材の整備や平時からの訓練の実施を促す。

■有害物質の大規模流出・拡散対応

- 有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束を図るため、有害物質の流出・拡散を防止するために必要な資機材の備蓄または整備を進めるとともに、関係機関との連携により有害物質の測定等、必要な措置を講じていく。

■災害廃棄物の処理体制の構築

- 災害廃棄物の円滑な処理に向けて、「周南市災害廃棄物処理基本計画」に基づき、平時の災害予防対策や迅速かつ適正な災害応急対策を円滑に実施するための体制構築を図る。

■災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

- 災害発生時において各種協定に基づく協力体制や関係自治体との支援・受援体制が適切に機能し、災害廃棄物の処理が円滑になされるように、県・他市町・関係団体間の情報共有を図るとともに、随時、連絡体制等の検討・調整を行うなど、関係機関との連携を強化する。

■災害廃棄物の収集・運搬対策

- 災害発生時において、各種マニュアルや協定に基づき円滑に災害廃棄物が収集・運搬されるように、県・市の関係部局、関係団体間との連携強化を図る。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

■ 地域コミュニティの強化

○ 地域の特性に応じて地域の課題解決や魅力を高める活動が持続・発展的に展開できる活力あるコミュニティづくりを推進する。また、地域活動の拠点となる市民センター等の維持補修及び機能確保のための整備を行う。また、立地適正化計画に基づき、居住や都市機能の適正な維持・誘導を推進するとともに、地域拠点においては地域特性を活かした拠点づくりに取り組み、良好な地域コミュニティの維持を図る。

■ 自主防災組織の活動支援

○ 自主防災組織の活動の活性化を図るため、引き続き、周南市防災アドバイザー制度や自主防災組織を対象とした研修会の実施、活動に対する補助金制度、地区防災計画の策定支援など、様々な施策で自主防災活動を支援する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
率先避難促進事業に取り組む自主防災組織	14 組織 (R5)	全 35 組織 (R7)

■ 防災意識の啓発

○ 地域住民の防災意識を高めるため、引き続き関係機関と連携を図りながら、周南市防災アドバイザー制度の活用や市職員の出前トークを通じた防災意識の啓発、自主防災組織育成研修や防災シンポジウムの開催、広報活動、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。また、想定最大規模の洪水や高潮を想定した各ハザードマップの更新、Web 版ハザードマップの更新・機能の充実を進め、災害危険個所の周知やマイハザードマップ・図上訓練・防災教育への活用等、防災意識を啓発する有効なツールとして、より活用度を高めていく。

■ 防災教育の推進

○ 市内全ての学校において、緊急地震速報等を活用した避難訓練を実施するとともに、引き続き教職員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。

■ 地域防災リーダーの育成

○ 地域防災リーダーの人材育成のため、自主防災組織を対象とした研修会の実施や、県の実施する自主防災アドバイザー養成研修の活用等、様々な事業を進める。

■災害ボランティア受入体制の構築

○災害発生時における災害ボランティアの円滑な受入体制の構築に向けて、総合防災訓練において、災害ボランティアセンターの開設、運営訓練を組み込むなど、連絡会を定期的に開催し、平時から事務局である社会福祉協議会をはじめ、関係機関相互の顔が見える関係づくりに努める。

■災害ボランティアコーディネーターの育成

○災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、災害ボランティアコーディネーター研修会への参加を促すとともに、市民を対象とした研修会の実施についても検討する。

②老朽化対策

■公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

○公共建築物及びインフラ施設の老朽化対策について、周南市公共施設再配置計画に基づく長期修繕計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の耐震化・老朽化対策を実施する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
長期修繕計画策定数	48 計画 (R2) 34.3%	140 計画 (R6) 100%

第6章 施策の重点化

1 重点施策

県地域計画では、重点的に推進する取り組みとして、以下の7つの取組を掲げている。

○大規模自然災害に備えた施設整備 ○生活・社会基盤の耐震化、老朽化対策
 ○ライフライン・サプライチェーンの確保 ○石油コンビナート防災対策 ○中山間地域における防災対策 ○地域防災力の充実強化 ○防災・危機管理体制の充実強化

本計画では、基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、①影響度・②重要度・③緊急度の観点に加え、施策の進捗状況や平時の活用等のから重点化すべき取組を選定した。

重点化を図る主な取組内容を以下に示す。

表 重点化を図る主な取組内容

施策分野	主な取組内容
行政機能・消防等	■学校施設の安全対策 ■非常物資の備蓄 ■業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組 ■防災拠点となる公共施設の耐震化
住宅・都市・情報通信	■多様な情報収集伝達手段の確保 ■水道施設の耐震化・老朽化対策 ■下水道施設の耐震化・老朽化対策
保健医療・福祉	■避難行動要支援者対策の促進 ■福祉避難所の指定・協定締結 ■感染症への意識向上及び対応策の整備
産業	■石油コンビナート等防災体制の強化 ■エネルギー供給事業者の災害対策
交通・物流	■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ■災害発生時の物流インフラの確保
農林水産	■ため池等の廃止や改修・老朽化対策 ■漁港施設の整備・老朽化対策
国土保全・土地利用	■海岸保全施設の整備・老朽化対策 ■高潮ハザードマップの整備 ■河川改修等の治水対策 ■最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備
環境	■災害廃棄物の処理体制の構築
リスクコミュニケーション	■自主防災組織の活動支援 ■防災意識の啓発
老朽化対策	■公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

第7章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

(1) ハード対策とソフト施策の適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

(2) 自助・共助・公助が一体となった計画の推進

本市の強靱化の実現には、本市の全職員をはじめ、国や山口県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識を持ち、適切な「自助」・「共助」・「公助」の役割分担のもと、計画を推進する必要がある。

このため、様々な機会を通じて、本計画の周知や防災意識の高揚等に取り組むことや、国や山口県の各種補助事業の活用や民間活力の活用等により、効率的な施策の推進に努める。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案（計画：PLAN）、施策の計画的な実施（実行：DO）、施策の進捗管理・結果の評価（評価：CHECK）、計画の見直し・改善（改善：ACTION）による PDCA サイクルで計画を着実に推進していくことが重要である。したがって、毎年度進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策や指標の見直しを行う。

また、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとする。

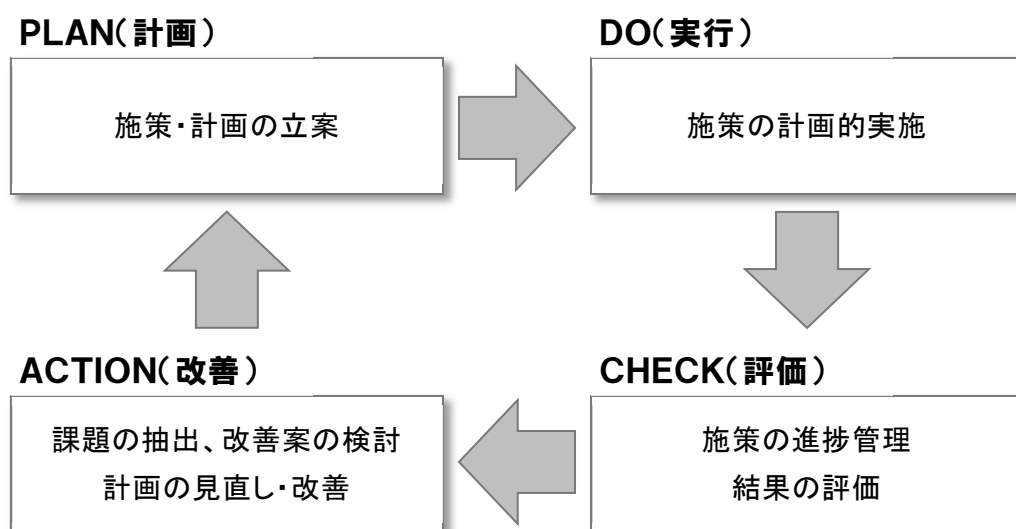


図 計画の進捗管理

資料編

資料 1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

■住宅の耐震化

○住宅の耐震化率は82.6%（H30/2018）と、全国平均の約87%（H30）を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

■建築物の耐震化

○多数の者が利用する建築物等の耐震化率は令和元年度（2019年度）末時点で81.2%と、全国平均の約89%（H30/2018）を下回っていることから、引き続き、耐震診断・耐震改修に対する支援、耐震化に係る普及啓発を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

○ブロック塀が地震時に倒壊した場合、人的被害が発生するおそれがあることから、その対策を講じる必要がある。

■橋梁の長寿命化

○市道に架かる橋りょう809橋（R2/2020）の約半数が50年以上経過しており、今後、長寿命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。市街地について、国道と県道以外は狭小な市道が多く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路整備を効率的・効果的に行う必要がある。また、既存の道路施設及び舗装については長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策

○災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

■幹線街路の整備

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

■市街地等の幹線道路の無電柱化

○電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

■住宅の防災対策の推進

○火災発生時、住宅用火災警報器が未設置の場合又は設置されていたが作動しなかった場合には、人的被害が発生する危険が高まるおそれがあることから、引き続き普及啓発に取り組む必要がある。

○大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

■福祉施設の防災対策の推進

○災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス等の感染症は高齢者が重症化する危険性が高い特性があることから、その感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保する必要がある。

○災害発生時に避難することが困難な障害者等が多く入所する障害者施設等の安全・安心を確保するため、防災・減災対策を推進する必要がある。

■空き家対策の推進

○市内の空き家率は15.6%（H30/2018）で全国の空き家率13.6%（H30）を上回っており、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

■密集市街地における防災体制の確保

○既成市街地等の防災上危険な密集市街地においては、建築物の耐震化やオープンスペースの確保などを進め、良好で防災体制の確保された市街地環境の整備を推進する必要がある。

■災害に強いまちづくりの推進

○老朽化した公営住宅が多いため改修等が必要であり、民間の住宅・建築物においても安全性の確保に努める必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進

- 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。
- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保

- 市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、複数の情報収集伝達手段を備えた「周南市防災情報収集伝達システム」を整備し、防災行政無線やコミュニティFMを活用した防災ラジオ、しゅうなんメールサービスによる登録者へのメール配信、IP告知システム、Lアラートへの情報配信、簡易無線機、河川監視カメラ・雨量観測システムの設置等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。
- 大規模災害に対応するため、ドローンやICTを活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

■海岸保全施設の整備・老朽化対策

- 津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

■高潮ハザードマップの整備

- 平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県が高潮浸水想定の見直しを行った後、市で高潮ハザードマップを整備し、住民へ周知する必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

- 市道に架かる橋りょう809橋（R2/2020）の約半数が50年以上経過しており、今後、長寿命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

- 災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。市街地について、国道と県道以外は狭小な市道が多く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路整備を効率的・効果的に行う必要がある。また、既存の道路施設及び舗装については長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

■幹線街路の整備（再掲）

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

■市街地等の幹線道路の無電柱化（再掲）

○電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

- 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。
- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）

- 市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、複数の情報収集伝達手段を備えた「周南市防災情報収集伝達システム」を整備し、防災行政無線やコミュニティFMを活用した防災ラジオ、しゅうなんメールサービスによる登録者へのメール配信、IP告知システム、Lアラートへの情報配信、簡易無線機、河川監視カメラ・雨量観測システムの設置等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。
- 大規模災害に対応するため、ドローンやICTを活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

1-3 高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水

■河川改修等の治水対策

○洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修や水門等の適切な点検と的確な維持修繕を実施していく必要がある。

■内水対策の促進

○内水による浸水被害を解消するため、優先順位をつけて、雨水ポンプ場の整備等、取組を推進する必要がある。

■最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備

○平成 27 年(2015 年) 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模降雨による浸水想定が求められている。現在、県で対象河川の浸水想定の見直しが進められており、最大規模降雨による浸水想定が策定された河川について、市で洪水ハザードマップの整備を進めている。

■海岸保全施設の整備・老朽化対策（再掲）

○津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

■高潮ハザードマップの整備（再掲）

○平成 27 年(2015 年) 7 月に施行された改正水防法により、最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県が高潮浸水想定の見直しを行った後、市で高潮ハザードマップを整備し、住民へ周知する必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

○大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）

○市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、複数の情報収集伝達手段を備えた「周南市防災情報収集伝達システム」を整備し、防災行政無線やコミュニティFMを活用した防災ラジオ、しゅうなんメールサービスによる登録者へのメール配信、IP告知システム、Lアラートへの情報配信、簡易無線機、河川監視カメラ・雨量観測システムの設置

等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。

○大規模災害に対応するため、ドローンや ICT を活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

1－4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

■避難情報発令及び自主避難のための情報提供

○土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難情報の発令方法や伝達方法について検討していくとともに、平時から住民に対してハザードマップによる危険個所の周知、土砂災害警戒情報等の気象情報について理解を図っていく必要がある。

■大規模盛土造成地の滑動崩落対策

○大規模盛土造成地は大地震によって、滑動崩落を起こす可能性があるため、大規模盛土造成地マップを作成しており、対象となる造成地の場所や箇所数等の周知を図るとともに、安全性調査等の計画を進める必要がある。

■山林地域における防災対策

○治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。

○材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

■ため池等の廃止や改修・老朽化対策

○豪雨や地震を原因とするため池の決壊等による災害を未然に防止するため、ため池の諸元等について調査を実施し、ハード・ソフト面からの対策を進めている。引き続き、ため池等の施設の点検を実施していくとともに、住民・受益者の意向確認、理解を得るための体制づくりが必要である。

■避難所等の確保

○公共施設や協定を締結した民間施設を、災害時における指定緊急避難場所や指定避難所として指定しているが、今後も更なる避難先の確保に努める必要がある。

■福祉避難所の指定・協定締結

○大規模災害が発生した場合には、受け入れ可能な福祉避難所の絶対数が不足することや、必要な物資・資材や人員が確保できないことが想定される。このため、民間の福祉施設等と協定を締結して福祉避難所の増加を図るとともに、物資の供給や人員の調達に関する体

制等を整備しておく必要がある。また、平時において関係者・関係機関の参加による避難訓練を実施し、福祉避難所の設置・運営体制を検証する必要がある。

■福祉施設等の安全対策

○災害危険箇所等に立地している福祉施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難確保計画の作成を促進していく必要がある。

■学校施設の安全対策

○学校施設は身近で重要な避難所であるが、老朽化した建物も多く避難者の使用に配慮されていないため多くの改修が必要である。

○市内小中学校施設の多くは避難所の指定を受けているが、今後は、令和2年(2020年)3月に策定した「周南市学校施設等長寿命化計画」に基づき施設整備を行っていくことになり、今後の施設管理は、施設に不具合が判明した後に対応する「事後保全」型から、施設の改修周期を踏まえて計画的に対応する「予防保全」型に転換することが必要とされている。しかしながら、現状において、雨漏りや外壁の剥落といった実害が発生している施設が多くあり、その整備を優先するため、「予防保全」型の管理に切り替えることは容易ではない。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

○大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■安全な避難路の確保

○災害発生時、子どもたちや高齢者など多くの避難者が安全に避難するため、避難経路の整備、舗装の補修などにより、安全な避難経路を確保する必要がある。

○住民に密着した避難路である市道の改良率は7割に満たないことから、緊急車両の侵入が出来る4mの幅員を確保するなど、市道の改良率を上げる必要がある。

■自然災害の危険性が低い地区への定住促進

○土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等に指定された区域については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）

- 市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、複数の情報収集伝達手段を備えた「周南市防災情報収集伝達システム」を整備し、防災行政無線やコミュニティFMを活用した防災ラジオ、しゅうなんメールサービスによる登録者へのメール配信、IP告知システム、Lアラートへの情報配信、簡易無線機、河川監視カメラ・雨量観測システムの設置等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。
- 大規模災害に対応するため、ドローンやICTを活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

1-5 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

■防災関係機関における情報伝達

- 災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市・防災関係機関の間の通信を行う「山口県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県・市・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）

- 市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、複数の情報収集伝達手段を備えた「周南市防災情報収集伝達システム」を整備し、防災行政無線やコミュニティFMを活用した防災ラジオ、しゅうなんメールサービスによる登録者へのメール配信、IP告知システム、Lアラートへの情報配信、簡易無線機、河川監視カメラ・雨量観測システムの設置等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。
- 大規模災害に対応するため、ドローンやICTを活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

- 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。
- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■外国人等に対する防災情報提供体制の強化

○現状では多言語による防災情報の提供を行っていないため、外国人等が自力で情報収集・避難できるような外国人向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。Wi-Fi サービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。

■防災教育の推進

○災害発生時の被害を軽減するためには、教職員・児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であり、市内全ての学校において、本市の地形や気候等から想定されるあらゆる災害についての防災教育の充実を図っていく必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

■非常物資の備蓄

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、大規模災害時に備えて平時から1週間分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、市で計画的に備蓄を進める必要がある。

■応援協定の締結・拡充

○行政の備蓄だけでは限界があるため、災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段やエネルギー供給手段を確保できるよう、民間事業者と支援物資の供給等に関する協定等を締結し、流通備蓄等による対策を進めており、平時からの訓練等実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

■災害発生時の物流インフラの確保

○災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、危険箇所の把握とその対策について検討していく必要がある。

■燃料供給の確保

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

■災害応援・救援物資の受援体制の構築

- 大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくために、人員が不足することが想定される。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。
- 大規模災害発生時には、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県からの支援、関係機関や民間からの協定等に基づく救援物資などの受入を円滑に進めるよう取り組む必要がある。

■業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組

- 策定済みの業務継続計画・災害時受援計画について、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

- 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。
- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■水道施設の耐震化・老朽化対策

- 被災に伴う長期断水を防ぎ、被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を効率的、効果的かつ着実に推進する必要がある。

■水道施設の応急対策

- 大規模な応急給水活動時には多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等や地域との応急給水に関する訓練や、災害用備蓄資材の整備・充実が必要である。

■橋梁の長寿命化（再掲）

- 市道に架かる橋りょう 809 橋（R2/2020）の約半数が 50 年以上経過しており、今後、長寿命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

- 災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。市街地について、国道と県道以外は狭小な市道が多

く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路整備を効率的・効果的に行う必要がある。また、既存の道路施設及び舗装については長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

■防災拠点となる公園・緑地の確保

○救援物資輸送や救援活動などの広域的拠点となる大規模公園、近隣住民の一次避難地等となる身近な公園・緑地など、災害時に防災拠点・避難地としての役割を果たす公園・緑地を確保し、規模や役割に応じた防災機能の充実にについて検討する必要がある。

■食料生産体制の強化

○農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等が顕在化している。災害時においても農産物が安定供給できるように、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策

○高齢化による離農が進んでいる中、産地維持を図るため新規就農者や規模拡大を行う農業者を支援している。豪雨や台風による被害が懸念される中、安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であり、農作物生産に必要な施設・機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。

■漁港施設の整備・老朽化対策

○災害時の救援物資の受け入れや水産物の流通を確保するため、拠点漁港において、災害時でもその機能が維持できるよう、岸壁等の耐震化等の整備を行う必要がある。また、漁港施設の機能維持を図るため、機能保全計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

■集落の孤立防止対策

○近年多発する集中豪雨等により、多数の道路が寸断され孤立する事態が生じたため、孤立

するおそれがある集落の把握や、通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。

■孤立集落発生時の救援体制の確保

○孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送や救護派遣・疾病者の搬送等の支援が必要となる。多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、情報連絡・物資輸送・救護等について関係機関による救援体制を確保する必要がある。

■代替輸送手段の確保

○中山間地域等における避難路や代替道路を確保するため、市道、農道、林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を進める必要がある。

■情報通信環境の強化

○大規模な土砂災害等の発生する状況では、通信ケーブルの断線による通信途絶が想定される。また、情報通信利用環境として、学校ではWi-Fiを整備しているが、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところがある。第5世代移動通信システム（5G）のサービス提供により、高速・大容量、低遅延、多接続のメリットを活かし、より多くの防災情報を確実かつ高速に伝達するために活用していく必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋りょう 809 橋（R2/2020）の約半数が 50 年以上経過しており、今後、長寿命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。市街地について、国道と県道以外は狭小な市道が多く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路整備を効率的・効果的に行う必要がある。また、既存の道路施設及び舗装については長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

■災害対策本部機能の強化

○災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能について検証するとともに、情報収集・情報共有についての課題への対策を進め、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。

■災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化

○大規模災害時、消防施設等の被災により十分な災害対応ができず、県内の消防力でも対処できない場合、緊急消防援助隊の受入が必要となるため、受援計画を策定し、受援体制を確保しておく必要がある。

■医療従事者確保に係る連携体制

○災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、徳山医師会等との連携強化を図っておく必要がある。

■総合防災訓練等の実施

○大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防等の防災関係機関や地域住民参加のもと、毎年総合防災訓練を実施している。近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時または連続して発生する複合災害も視野に入れ、交通途絶や通信途絶など起こり得るリスクを想定していく必要がある。行政による救助・救急活動にも限りがあるため、自主防災組織等との協力や他からの受援体制の確立等も含め、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。

■救急・救助活動等の体制強化

○救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう教育訓練を実施している。引き続き、災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上の再教育や、教育体制及び救急活動の検証の充実・強化が必要である。

■災害応援・救援物資の受援体制の構築（再掲）

○大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくために、人員が不足することが想定される。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。

○大規模災害発生時には、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県からの支援、関係機関や民間からの協定等に基づく救援物資などの受入を円滑に進めるよう取

り組む必要がある。

■業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組（再掲）

○策定済みの業務継続計画・災害時受援計画について、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

■燃料供給の確保（再掲）

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋りょう 809 橋（R2/2020）の約半数が 50 年以上経過しており、今後、長寿命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。市街地について、国道と県道以外は狭小な市道が多く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路整備を効率的・効果的に行う必要がある。また、既存の道路施設及び舗装については長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

■医療従事者確保に係る連携体制（再掲）

○災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、徳山医師会等との連携強化を図っておく必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋りょう 809 橋（R2/2020）の約半数が 50 年以上経過しており、今後、長寿命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。市街地について、国道と県道以外は狭小な市道が多く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路整備を効率的・効果的に行う必要がある。また、既存の道路施設及び舗装については長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

■感染症への意識向上及び対応策の整備

○災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、保健所等関係団体と連携し、対応マニュアルの整備をするとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。併せて、感染症への意識向上のため、市民や関係者に対して市ホームページや研修会等による普及啓発を実施している。また、災害発生時における避難所等での感染症対策に必要な物資・資材についても、計画的に整備していく必要がある。

■予防接種の促進

○災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種、普及啓発を行っている。接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高くなるが、乳幼児期は接種率が高いが、接種対象年齢が上がるにつれて、接種率が低くなる傾向があり、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。

■下水道事業の業務継続計画の策定

○下水道施設が市民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う公衆

衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画の実効性を高める見直しを行っていく必要がある。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策

○下水道供用開始から 50 年以上を経過している地区もあり、下水道施設の老朽化が進んでいる。施設更新には多額の費用を要する見込みであることから、下水道施設全体の維持管理、改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的に施設の再構築や長寿命化、設備の更新を進めていく必要がある。

■集落排水施設の耐震化・老朽化対策

○集落排水では、供用を開始してから 30 年以上を経過している地区もあり、集落排水施設の状況を把握し、老朽化対策を効果的かつ計画的に進めていく必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

■避難所の生活環境対策

○避難所における良好な生活環境を確保するためには、衛生面や健康面、プライバシーなど様々な点に配慮が必要となり、必要な物資や受入体制の整備が必要となってくる。市では、食料や飲料水、毛布等避難所運営に必要な物資資材を計画的に備蓄しているが、行政での備蓄だけでは限界があるため、民間事業者との相互応援協定を締結するなど、流通備蓄の対策を継続して取り組んでいく必要がある。また、運営にあたっては、避難生活の長期化など、様々な状況に備え、必要に応じた保健師の手配など、健康面等にも配慮した対策を進める必要がある。

○新型コロナウイルス感染症等の対策を踏まえた避難所運営のあり方など、避難所運営における様々な課題について、避難所運営の手引き・マニュアル等を実状にあわせて随時見直しを図り、必要な物資資材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める必要がある。

■非常物資の備蓄（再掲）

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、大規模災害時に備えて平時から 1 週間分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、市で計画的に備蓄を進める必要がある。

■応援協定の締結・拡充（再掲）

○行政の備蓄だけでは限界があるため、災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段やエネルギー供給手段を確保できるよう、民間事業者と支援物資の供給等に関する協定等を締結し、流通備蓄等による対策を進めており、平時からの訓練等実効性のある運用に向け

た取組を推進する必要がある。

■災害応援・救援物資の受援体制の構築（再掲）

- 大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくために、人員が不足することが想定される。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。
- 大規模災害発生時には、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県からの支援、関係機関や民間からの協定等に基づく救援物資などの受入を円滑に進めるよう取り組む必要がある。

■業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組（再掲）

- 策定済みの業務継続計画・災害時受援計画について、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

■防災拠点となる公園・緑地の確保（再掲）

- 救援物資輸送や救援活動などの広域的拠点となる大規模公園、近隣住民の一次避難地等となる身近な公園・緑地など、災害時に防災拠点・避難地としての役割を果たす公園・緑地を確保し、規模や役割に応じた防災機能の充実について検討する必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

- 高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。
- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

■地域の治安の維持

- 警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。このため、県・市・防犯関係者で連携しつつ、青色パトロールや防犯メール配信等の活動を進めるとともに、自治会活動の活性化や防犯灯の設置による防犯まちづくりを進める必要がある。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

■災害発生時の交通整理体制の構築（※県主体の取組）

○災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き読み、社会情勢の変化等に応じて交通整理体制の構築を図る必要がある。

■信号機の非常用電源対策（※県主体の取組）

○災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、信号機電源付加装置や太陽光電源装置の整備を進める必要がある。

■信号機の老朽化対策（※県主体の取組）

○老朽化対策の未実施箇所が残っていることから、計画的に解消を図っていく必要がある。

3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

■公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

○周南市公共施設再配置計画に基づき、今後必要な施設を見極め適切な維持管理を実施し、施設の耐震化・老朽化対策を図る必要がある。

■防災拠点となる公共施設の耐震化

○庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

■行政施設の非常用電源の整備

○庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

■防災関係機関における情報伝達（再掲）

○災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市・防災関係機関の間の通信を行う「山口県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県・市・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化

○情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める必要がある。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施していく必要がある。

■行政情報の災害対策

○情報インフラの被災により、行政データが破壊され、業務継続が困難となる恐れがあるため、データのバックアップ、クラウド化を進める必要がある。

■業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組（再掲）

○策定済みの業務継続計画・災害時受援計画について、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

■災害対策本部機能の強化（再掲）

○災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能について検証するとともに、情報収集・情報共有についての課題への対策を進め、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。

■広域連携体制の構築

○災害発生時に被災市町が十分に被災者の救援等の応急措置が十分に実施できない場合に、応援活動を円滑に実施するため、県内市町による災害時相互応援協定を締結している。相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認し、実効性のあるものにしていく必要がある。

■総合防災訓練等の実施（再掲）

○大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防等の防災関係機関や地域住民参加のもと、毎年総合防災訓練を実施している。近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時または連続して発生する複合災害も視野に入れ、交通途絶や通信途絶など起こり得るリスクを想定していく必要がある。行政による救助・救急活動にも限りがあるため、自主防災組織等との協力や他からの受援体制の確立等も含め、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

■エネルギー供給事業者の災害対策

○電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

■電気通信事業者・放送事業者の災害対策

○電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。

■行政施設の非常用電源の整備（再掲）

○庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

■防災関係機関における情報伝達（再掲）

○災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市・防災関係機関の間の通信を行う「山口県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県・市・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化（再掲）

○情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める必要がある。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施していく必要がある。

■行政情報の災害対策（再掲）

○情報インフラの被災により、行政データが破壊され、業務継続が困難となる恐れがあるため、データのバックアップ、クラウド化を進める必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に伝達できない事態

■多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）

○市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、複数の情報収集伝達手段を備えた「周南市防災情報収集伝達システム」を整備し、防災行政無線やコミュニティFMを活用した防災ラジオ、しゅうなんメールサービスによる登録者へのメール配信、IP告知システム、Lアラートへの情報配信、簡易無線機、河川監視カメラ・雨量観測システムの設置等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。

○大規模災害に対応するため、ドローンやICTを活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

■企業の業務継続計画策定の促進

○災害時に経済活動が停滞することのないよう、業務継続計画を策定していない中小企業等に対して、県や商工関係団体等と連携し、その必要性について普及啓発していく必要がある。

■農林水産物の移出・流通対策

○災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の集荷等ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。

■災害発生時の物流機能の確保

○災害発生時における物流機能確保のため、県において「災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定」、「災害時における船舶等による緊急輸送に関する協定」を締結している。災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、市としても物流を担う団体との災害協定を締結する等、協力体制を強化する必要がある。

■輸送ルートの代替性の確保

○災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確保するため、庁内関係課、県、物流事業者、交通事業者等と情報共有を図る必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋りょう 809 橋（R2/2020）の約半数が 50 年以上経過しており、今後、長寿命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。市街地について、国道と県道以外は狭小な市道が多く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路整備を効率的・効果的に行う必要がある。また、既存の道路施設及び舗装については長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

■漁港施設の整備・老朽化対策（再掲）

○災害時の救援物資の受け入れや水産物の流通を確保するため、拠点漁港において、災害時でもその機能が維持できるよう、岸壁等の耐震化等の整備を行う必要がある。また、漁港施設の機能維持を図るため、機能保全計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

■エネルギー供給事業者の災害対策（再掲）

○電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

■燃料供給の確保（再掲）

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋りょう 809 橋（R2/2020）の約半数が 50 年以上経過しており、今後、長寿命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。市街地について、国道と県道以外は狭小な市道が多く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路整備を効率的・効果的に行う必要がある。また、既存の道路施設及び舗装については長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

■企業の業務継続計画策定の促進（再掲）

○災害時に経済活動が停滞することのないよう、業務継続計画を策定していない中小企業等に対して、県や商工関係団体等と連携し、その必要性について普及啓発していく必要がある。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

■石油コンビナート防災体制の強化

- 大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- 山口県石油コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及びコンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- 石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

■石油コンビナート等特別防災区域の耐震強化

- 事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

■危険物施設等の対策

- 危険物施設等の立入検査を実施し、施設の適正な維持管理を指導するとともに、防災訓練等を行い、防災力の向上を図る必要がある。

■緩衝地帯等の保全

- 臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナート事故などによる被害を軽減するため、緩衝地帯等を保全する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

■橋梁の長寿命化（再掲）

- 市道に架かる橋りょう 809 橋（R2/2020）の約半数が 50 年以上経過しており、今後、長寿命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。市街地について、国道と県道以外は狭小な市道が多く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路整備を効率的・効果的に行う必要がある。また、既存の道路施設及び舗装については長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

■幹線街路の整備（再掲）

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

5－5 食料等の安定供給の停滞

■食料生産体制の強化（再掲）

○農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等が顕在化している。災害時においても農産物が安定供給できるように、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策（再掲）

○高齢化による離農が進んでいる中、産地維持を図るため新規就農者や規模拡大を行う農業者を支援している。豪雨や台風による被害が懸念される中、安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であり、農作物生産に必要な施設・機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。

■非常物資の備蓄（再掲）

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、大規模災害時に備えて平時から1週間分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、市で計画的に備蓄を進める必要がある。

■応援協定の締結・拡充（再掲）

○行政の備蓄だけでは限界があるため、災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段やエネルギー供給手段を確保できるよう、民間事業者と支援物資の供給等に関する協定等を締結し、流通備蓄等による対策を進めており、平時からの訓練等実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

■エネルギー供給事業者の災害対策（再掲）

○電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

■燃料供給の確保（再掲）

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

■水道事業の業務継続計画の実践

○水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時においてその機能を維持又は早期に復旧することが不可欠であることから、業務継続計画における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高めておく必要がある。

■水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

○被災に伴う長期断水を防ぎ、被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を効率的、効果的かつ着実に推進する必要がある。

■水道施設の応急対策（再掲）

○大規模な応急給水活動時においては多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等や地域との応急給水に関する訓練や、災害用備蓄資材の整備・充実が必要で

ある。

■下水道事業の業務継続計画の策定（再掲）

○下水道施設が市民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画の実効性を高める見直しを行っていく必要がある。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

○下水道供用開始から 50 年以上を経過している地区もあり、下水道施設の老朽化が進んでいる。施設更新には多額の費用を要する見込みであることから、下水道施設全体の維持管理、改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的に施設の再構築や長寿命化、設備の更新を進めていく必要がある。

■集落排水施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

○集落排水では、供用を開始してから 30 年以上を経過している地区もあり、集落排水施設の状況を把握し、老朽化対策を効果的かつ計画的に進めていく必要がある。

■浄化槽機能停止リスクの軽減と早期復旧

○浄化槽整備区域において、老朽化が進んでいる単独処理浄化槽（みなし浄化槽）が多数残存している。災害時における生活排水の公共用水域への流出は、水質悪化や感染症のまん延の原因となることから、水処理能力の高い浄化槽（合併処理浄化槽）への転換を促進し、被害を縮小する必要がある。また、早期復旧のため、災害時に活用可能な浄化槽管理台帳の整備、災害協定や事業継続計画（BCP）等の浄化槽に関する防災体制構築、そして被災浄化槽の復旧支援制度の構築による応急体制整備が必要である。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋りょう 809 橋（R2/2020）の約半数が 50 年以上経過しており、今後、長寿命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。市街地について、国道と県道以外は狭小な市道が多く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路整備を効率的・

効果的に行う必要がある。また、既存の道路施設及び舗装については長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

■漁港施設の整備・老朽化対策（再掲）

○災害時の救援物資の受け入れや水産物の流通を確保するため、拠点漁港において、災害時でもその機能が維持できるよう、岸壁等の耐震化等の整備を行う必要がある。また、漁港施設の機能維持を図るため、機能保全計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

■災害時における公共交通の安定供給の確保

○災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、ＪＲ、バス等事業者、警察、国、県など関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、周南市地域公共交通会議を中心に事業者等と協議を進め、適切な進行管理をしていく必要がある。

■地域公共交通の確保

○平成 30 年 7 月豪雨災害(2018 年)では、自動車の流出、道路・鉄道の被災など地域の交通基盤が大きな被害を受ける中、避難所への移動や避難生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となったことから、平時から地域の地域公共交通を守り、維持していく必要がある。

■広域交通の確保

○災害発生時等に交通路の冠水や法面崩落等により交通網が分断されることを想定し、広域交通の確保のため、ＪＲ、バス事業者と情報共有を図る必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

■住宅の耐震化（再掲）

○住宅の耐震化率は 82.6%（H30/2018）と、全国平均の約 87%（H30）を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

■建築物の耐震化（再掲）

- 多数の者が利用する建築物等の耐震化率は令和元年度(2019 年度)末時点で 81.2%と、全国平均の約 89%（H30/2018）を下回っていることから、引き続き、耐震診断・耐震改修に対する支援、耐震化に係る普及啓発を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。
- ブロック塀が地震時に倒壊した場合、人的被害が発生するおそれがあることから、その対策を講じる必要がある。

■住宅の防災対策の推進（再掲）

- 火災発生時、住宅用火災警報器が未設置の場合又は設置されていたが作動しなかった場合には、人的被害が発生する危険が高まるおそれがあることから、引き続き普及啓発に取り組む必要がある。
- 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

■耐震性防火水槽の整備

- 地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽を効果的に配置する必要がある。

■福祉施設の防災対策の推進（再掲）

- 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス等の感染症は高齢者が重症化する危険性が高い特性があることから、その感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保する必要がある。
- 災害発生時に避難することが困難な障害者等が多く入所する障害者施設等の安全・安心を確保するため、防災・減災対策を推進する必要がある。

■空き家対策の推進（再掲）

- 市内の空き家率は 15.6%（H30/2018）で全国の空き家率 13.6%（H30）を上回っており、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生

■有害物質の流出・拡散防止対策

- 市は、災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について、県との連携により監視指導を行っている。消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理・保管等を関係法令等に基づき指導している。災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。

る。

■有害物質の大規模流出・拡散対応

○有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し対応している。有害物質が大規模に流出した場合は早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。

■海岸保全施設の整備・老朽化対策（再掲）

○津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

■高潮ハザードマップの整備（再掲）

○平成 27 年(2015 年) 7 月に施行された改正水防法により、最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県が高潮浸水想定の見直しを行った後、市で高潮ハザードマップを整備し、住民へ周知する必要がある。

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

■ため池等の廃止や改修・老朽化対策（再掲）

○豪雨や地震を原因とするため池の決壊等による災害を未然に防止するため、ため池の諸元等について調査を実施し、ハード・ソフト面からの対策を進めている。引き続き、ため池等の施設の点検を実施していくとともに、住民・受益者の意向確認、理解を得るための体制づくりが必要である。

■山林地域における防災対策（再掲）

○治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。

○材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

■農地の利用促進

○有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き、洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により、荒廃農地の解消を推進する必要がある。

■農地の生産基盤の整備推進

○異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。

■森林の計画的な保全管理

○材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃の進行や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。

■山林地域における防災対策（再掲）

○治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。

○材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

■企業の業務継続計画策定の促進（再掲）

○災害時に経済活動が停滞することのないよう、業務継続計画を策定していない中小企業等に対して、県や商工関係団体等と連携し、その必要性について普及啓発していく必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■災害廃棄物の処理体制の構築

○災害廃棄物は一般廃棄物とされ、市が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、山口県災害廃棄物処理計画などと整合性を図りつつ、発災時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について検討・見直しを行い、実効性のある災害廃棄物処理計画とする必要がある。

■災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

○災害が発生した場合において、市の一般廃棄物処理施設だけでは処理能力が不足し、広域的な災害廃棄物の収集運搬体制が不可欠となってくることから、広域的処理も含め災害廃棄物の円滑な処理を行うため、県、他市町、関係団体との連携を強化する必要がある。また、連携に当たっては、窓口を一本化するなど、対応に支障を来さないための体制調整が

必要である。

■災害廃棄物の収集・運搬対策

○災害が発生した場合において、具体的な行動及び実務を明記した「災害廃棄物処理マニュアル」や災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定に基づき、円滑に災害廃棄物を収集・運搬するため、関係機関との連携を強化する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■災害ボランティア受入体制の構築

○災害ボランティアセンターについては、周南市社会福祉協議会で開設、運営を行っている。引き続き、災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築し、円滑な運営を図るため防災訓練を共同で開催する等、平時から連携、情報共有に努める必要がある。

■災害ボランティアコーディネーターの育成

○災害発生時においては、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。

■災害応援の受入体制の構築

○大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくためには、人員が不足することが想定される。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■地域コミュニティの強化

○過疎・少子高齢化により、担い手不足、地域活力の減退など地域コミュニティの維持が難しくなっていくことも想定される。このため、共助の中心となる自治会や地域コミュニティ組織の基盤強化・活性化に取り組む必要がある。

■消防団員等の確保・育成

○少子高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、引き続き団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表示制度等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

■消防施設の強靱化

○地震等による庁舎の被害を防止及び軽減し、活動拠点としての機能を確保するため、消防庁舎、消防団機庫の機能強化等を推進する必要がある。

■装備資機材・消防通信指令体制の整備・高度化

- 迅速・的確な救助活動を図るため、消防の各種装備資機材・消防通信指令体制の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る必要がある。
- 高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線、多重無線設備等による効果的な通信指令体制を確保するとともに、安定稼働を行うため、計画的な更新と維持管理を適切に行う必要がある。

■関係機関の連携強化

- 災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

■自主防災組織の活動支援

- 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の組織率は平成 27 年度(2015 年度)末で 100%となっているが、さらなる地域防災力向上のため、既存組織の活性化を図っていく必要がある。各自主防災組織で、災害時における避難所運営などの活動や平時の防災訓練、資機材の整備など、様々な活動を実施しているが、市としては、継続した自主防災活動の取組ができるよう、様々な施策で自主防災活動を支援する必要がある。

■防災意識の啓発

- 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、周南市防災アドバイザー制度による講師の派遣や市の職員による出前トークによる講座の実施、自主防災組織を対象とした研修会や防災シンポジウムの開催、広報紙や市ホームページによる広報活動、防災訓練等を通じて啓発を行っている。引き続き、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層取組を実施していく必要がある。

■地域防災リーダーの育成

- 地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、県等関係機関と協力して、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等と連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

■事業所における防災訓練の充実

- 事業所における火災等の被害を軽減するため、防火訓練等を通じて、防火・防災意識の啓発を図り、有事の際に適切な通報、消火、避難誘導が行われる必要がある。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■橋梁の長寿命化（再掲）

- 市道に架かる橋りょう 809 橋（R2/2020）の約半数が 50 年以上経過しており、今後、長寿

命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■道路の防災対策

○道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。

■市街地等の幹線道路の無電柱化（再掲）

○電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

■道路施設の老朽化対策

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の個別施設計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な維持補修を推進する必要がある。

■道路ネットワークの整備

○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、幹線道路の整備を進める必要がある。

■地籍調査の促進

○地籍調査は、正確な土地の基礎的情報（境界・面積等）の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するものであるが、本市の地籍調査の進捗率は18%（R4/2022）と、山口県の63%（R4）を下回っていることから、引き続き地籍調査を促進する必要がある。

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■下水道（雨水）の整備

○近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を計画的に推進する必要がある。

■内水ハザードマップの整備

○内水による浸水に関する情報等を市民に周知を図ることで、円滑な避難ができるように支援するため、ハザードマップの整備を検討する必要がある。

■海岸保全施設の整備・老朽化対策（再掲）

○津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

■高潮ハザードマップの整備（再掲）

○平成 27 年(2015 年) 7 月に施行された改正水防法により、最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県が高潮浸水想定の見直しを行った後、市で高潮ハザードマップを整備し、住民へ周知する必要がある。

8－6 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

■文化財防災対策の促進

- 災害により文化財が喪失するのを防ぐため、文化財の特性に応じた防災対策を促進するとともに、平時から啓発活動に努める必要がある。
- 少子高齢化の進行により、無形民俗文化財の存続が危ぶまれるものもあり、災害を受けた際に復興できなくなる可能性がある。
- 被災文化財の修復、史跡・天然記念物や周知の埋蔵文化財包蔵地の保護・保全、伝統・文化の保護・継承が円滑になされるよう、関係機関・団体等との連携を進める必要がある。

8－7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

■応急仮設住宅の迅速な供与

- 想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積を確保するため、引き続き建設候補地の選定が必要である。また、平常時から関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

資料２ 施策分野ごとの脆弱性評価結果

１ 個別施策分野

①行政機能・消防等

■避難所等の確保

○公共施設や協定を締結した民間施設を、災害時における指定緊急避難場所や指定避難所として指定しているが、今後も更なる避難先の確保に努める必要がある。

■学校施設の安全対策

○学校施設は身近で重要な避難所であるが、老朽化した建物も多く避難者の使用に配慮されていないため多くの改修が必要である。

○市内小中学校施設の多くは避難所の指定を受けているが、今後は、令和２年(2020年)３月に策定した「周南市学校施設等長寿命化計画」に基づき施設整備を行っていくことになり、今後の施設管理は、施設に不具合が判明した後に対応する「事後保全」型から、施設の改修周期を踏まえて計画的に対応する「予防保全」型に転換することが必要とされている。しかしながら、現状において、雨漏りや外壁の剥落といった実害が発生している施設が多くあり、その整備を優先するため、「予防保全」型の管理に切り替えることは容易ではない。

■防災関係機関における情報伝達

○災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市・防災関係機関の間の通信を行う「山口県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県・市・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

■非常物資の備蓄

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、大規模災害時に備えて平時から１週間分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、市で計画的に備蓄を進める必要がある。

■応援協定の締結・拡充

○行政の備蓄だけでは限界があるため、災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段やエネルギー供給手段を確保できるよう、民間事業者と支援物資の供給等に関する協定等を締結し、流通備蓄等による対策を進めており、平時からの訓練等実効性のある運用に向け

た取組を推進する必要がある。

■災害応援・救援物資の受援体制の構築

- 大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくために、人員が不足することが想定される。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。
- 大規模災害発生時には、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県からの支援、関係機関や民間からの協定等に基づく救援物資などの受入を円滑に進めるよう取り組む必要がある。

■業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組

- 策定済みの業務継続計画・災害時受援計画について、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

■集落の孤立防止対策

- 近年多発する集中豪雨等により、多数の道路が寸断され孤立する事態が生じたため、孤立するおそれがある集落の把握や、通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。

■孤立集落発生時の救援体制の確保

- 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送や救護派遣・疾病者の搬送等の支援が必要となる。多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、情報連絡・物資輸送・救護等について関係機関による救援体制を確保する必要がある。

■災害対策本部機能の強化

- 災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能について検証するとともに、情報収集・情報共有についての課題への対策を進め、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。

■災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化

- 大規模災害時、消防施設等の被災により十分な災害対応ができず、県内の消防力でも対処できない場合、緊急消防援助隊の受入が必要となるため、受援計画を策定し、受援体制を確保しておく必要がある。

■総合防災訓練等の実施

- 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防等の防災関係機関や地域住民参加の

もと、毎年総合防災訓練を実施している。近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時または連続して発生する複合災害も視野に入れ、交通途絶や通信途絶など起こり得るリスクを想定していく必要がある。行政による救助・救急活動にも限りがあるため、自主防災組織等との協力や他からの受援体制の確立等も含め、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。

■救急・救助活動等の体制強化

○救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう教育訓練を実施している。引き続き、災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上の再教育や、教育体制及び救急活動の検証の充実・強化が必要である。

■避難所の生活環境対策

○避難所における良好な生活環境を確保するためには、衛生面や健康面、プライバシーなど様々な点に配慮が必要となり、必要な物資や受入体制の整備が必要となってくる。市では、食料や飲料水、毛布等避難所運営に必要な物資資材を計画的に備蓄しているが、行政での備蓄だけでは限界があるため、民間事業者との相互応援協定を締結するなど、流通備蓄の対策を継続して取り組んでいく必要がある。また、運営にあたっては、避難生活の長期化など、様々な状況に備え、必要に応じた保健師の手配など、健康面等にも配慮した対策を進める必要がある。

○新型コロナウイルス感染症等の対策を踏まえた避難所運営のあり方など、避難所運営における様々な課題について、避難所運営の手引き・マニュアル等を実状にあわせて随時見直しを図り、必要な物資資材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める必要がある。

■地域の治安の維持

○警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。このため、県・市・防犯関係者で連携しつつ、青色パトロールや防犯メール配信等の活動を進めるとともに、自治会活動の活性化や防犯灯の設置による防犯まちづくりを進める必要がある。

■災害発生時の交通整理体制の構築（※県主体の取組）

○災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き読み、社会情勢の変化等に応じて交通整理体制の構築を図る必要がある。

■信号機の非常用電源対策（※県主体の取組）

○災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、信号機電源付加装置や太陽光電源装置の整備を進める必要がある。

■信号機の老朽化対策（※県主体の取組）

○老朽化対策の未実施箇所が残っていることから、計画的に解消を図っていく必要がある。

■防災拠点となる公共施設の耐震化

○庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

■行政施設の非常用電源の整備

○庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化

○情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める必要がある。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施していく必要がある。

■行政情報の災害対策

○情報インフラの被災により、行政データが破壊され、業務継続が困難となる恐れがあるため、データのバックアップ、クラウド化を進める必要がある。

■広域連携体制の構築

○災害発生時に被災市町が十分に被災者の救援等の応急措置が十分に実施できない場合に、応援活動を円滑に実施するため、県内市町による災害時相互応援協定を締結している。相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認し、実効性のあるものにしていく必要がある。

■災害応援の受入体制の構築

○大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続してくためには、人員が不足することが想定される。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

■消防団員等の確保・育成

○少子高齢化や産業構造の変化により消防団員が減少傾向にあるため、広報活動や消防団協力事業所の拡充を図るなど消防団員の確保に取り組む必要がある。また、消防団員の人材育成に取り組み、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る必要がある。

■消防施設の強靱化

○地震等による庁舎の被害を防止及び軽減し、活動拠点としての機能を確保するため、消防庁舎、消防団機庫の機能強化等を推進する必要がある。

■装備資機材・消防通信指令体制の整備・高度化

○迅速・的確な救助活動を図るため、消防の各種装備資機材・消防通信指令体制の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る必要がある。

○高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線、多重無線設備等による効果的な通信指令体制を確保するとともに、安定稼働を行うため、計画的な更新と維持管理を適切に行う必要がある。

■関係機関の連携強化

○災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

■文化財防災対策の促進

○災害により文化財が喪失するのを防ぐため、文化財の特性に応じた防災対策を促進するとともに、平時から啓発活動に努める必要がある。

○少子高齢化の進行により、無形民俗文化財の存続が危ぶまれるものもあり、災害を受けた際に復興できなくなる可能性がある。

○被災文化財の修復、史跡・天然記念物や周知の埋蔵文化財包蔵地の保護・保全、伝統・文化の保護・継承が円滑になされるよう、関係機関・団体等との連携を進める必要がある。

■応急仮設住宅の迅速な供与

○想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積を確保するため、引き続き建設候補地の選定が必要である。また、平常時から関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

②住宅・都市・情報通信

■住宅の耐震化

○住宅の耐震化率は82.6%（H30/2018）と、全国平均の約87%（H30）を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

■建築物の耐震化

○多数の者が利用する建築物等の耐震化率は令和元年度（2019年度）末時点で81.2%と、全国平均の約89%（H30/2018）を下回っていることから、引き続き、耐震診断・耐震改修に対する支援、耐震化に係る普及啓発を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

○ブロック塀が地震時に倒壊した場合、人的被害が発生するおそれがあることから、その対策を講じる必要がある。

■幹線街路の整備

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

■住宅の防災対策の推進

○火災発生時、住宅用火災警報器が未設置の場合又は設置されていたが作動しなかった場合には、人的被害が発生する危険が高まるおそれがあることから、引き続き普及啓発に取り組む必要がある。

○大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

■耐震性防火水槽の整備

○地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽を効果的に配置する必要がある。

■空き家対策の推進

○市内の空き家率は15.6%（H30/2018）で全国の空き家率13.6%（H30）を上回っており、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

■密集市街地における防災体制の確保

○既成市街地等の防災上危険な密集市街地においては、建築物の耐震化やオープンスペースの確保などを進め、良好で防災体制の確保された市街地環境の整備を推進する必要がある。

■災害に強いまちづくりの推進

○老朽化した公営住宅が多いため改修等が必要であり、民間の住宅・建築物においても安全性の確保に努める必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保

○市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、複数の情報収集伝達手段を備えた「周南市防災情報収集伝達システム」を整備し、防災行政無線やコミュニティFMを活用

した防災ラジオ、しゅうなんメールサービスによる登録者へのメール配信、IP告知システム、Lアラートへの情報配信、簡易無線機、河川監視カメラ・雨量観測システムの設置等、情報収集伝達手段の多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。

- 大規模災害に対応するため、ドローンやICTを活用した情報共有など多様な情報収集・提供手段の確保が必要である。

■自然災害の危険性が低い地区への定住促進

- 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等に指定された区域については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る必要がある。

■外国人等に対する防災情報提供体制の強化

- 現状では多言語による防災情報の提供を行っていないため、外国人等が自力で情報収集・避難できるような外国人向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。Wi-Fi サービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。

■水道事業の業務継続計画の実践

- 水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時においてその機能を維持又は早期に復旧することが不可欠であることから、業務継続計画における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高めておく必要がある。

■水道施設の耐震化・老朽化対策

- 被災に伴う長期断水を防ぎ、被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を効率的効果的にかつ、着実に推進する必要がある。

■水道施設の応急対策

- 大規模な応急給水活動時においては多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等や地域との応急給水に関する訓練や、災害用備蓄資材の整備・充実が必要である。

■下水道事業の業務継続計画の策定

- 下水道施設が市民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画の実効性を高める見直しを行っていく必要がある。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策

○下水道供用開始から 50 年以上を経過している地区もあり、下水道施設の老朽化が進んでいる。施設更新には多額の費用を要する見込みであることから、下水道施設全体の維持管理、改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的に施設の再構築や長寿命化、設備の更新を進めていく必要がある。

■集落排水施設の耐震化・老朽化対策

○集落排水では、供用を開始してから 30 年以上を経過している地区もあり、集落排水施設の状況を把握し、老朽化対策を効果的かつ計画的に進めていく必要がある。

■浄化槽機能停止リスクの軽減と早期復旧

○浄化槽整備区域において、老朽化が進んでいる単独処理浄化槽（みなし浄化槽）が多数残存している。災害時における生活排水の公共用水域への流出は、水質悪化や感染症のまん延の原因となることから、水処理能力の高い浄化槽（合併処理浄化槽）への転換を促進し、被害を縮小する必要がある。また、早期復旧のため、災害時に活用可能な浄化槽管理台帳の整備、災害協定や事業継続計画（BCP）等の浄化槽に関する防災体制構築、そして被災浄化槽の復旧支援制度の構築による応急体制整備が必要である。

■下水道（雨水）の整備

○近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を計画的に推進する必要がある。

■内水対策の促進

○内水による浸水被害を解消するため、優先順位をつけて、雨水ポンプ場の整備等、取り組みを推進する必要がある。

■内水ハザードマップの整備

○内水による浸水に関する情報等を市民に周知を図ることで、円滑な避難ができるように支援するため、ハザードマップの整備を検討する必要がある。

■防災拠点となる公園・緑地の確保

○救援物資輸送や救援活動などの広域的拠点となる大規模公園、近隣住民の一次避難地等となる身近な公園・緑地など、災害時に防災拠点・避難地としての役割を果たす公園・緑地を確保し、規模や役割に応じた防災機能の充実について検討する必要がある。

■情報通信環境の強化

○大規模な土砂災害等の発生する状況では、通信ケーブルの断線による通信途絶が想定される。また、情報通信利用環境として、学校では Wi-Fi を整備しているが、宿泊施設や交通

機関で Wi-Fi 利用環境が不十分なところがある。第 5 世代移動通信システム（5G）のサービス提供により、高速・大容量、低遅延、多接続のメリットを活かし、より多くの防災情報を確実にかつ高速に伝達するために活用していく必要がある。

■電気通信事業者・放送事業者の災害対策

○電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。

③保健医療・福祉

■福祉施設の防災対策の推進

○災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス等の感染症は高齢者が重症化する危険性が高い特性があることから、その感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保する必要がある。

○災害発生時に避難することが困難な障害者等が多く入所する障害者施設等の安全・安心を確保するため、防災・減災対策を推進する必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進

○高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

○大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■福祉避難所の指定・協定締結

○大規模災害が発生した場合には、受け入れ可能な福祉避難所の絶対数が不足することや、必要な物資・資材や人員が確保できないことが想定される。このため、民間の福祉施設等と協定を締結して福祉避難所の増加を図るとともに、物資の供給や人員の調達に関する体制等を整備しておく必要がある。また、平時において関係者・関係機関の参加による避難訓練を実施し、福祉避難所の設置・運営体制を検証する必要がある。

■福祉施設等の安全対策

○災害危険箇所等に立地している福祉施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難確保計画の作成を促進していく必要がある。

■医療従事者確保に係る連携体制

○災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加し

ているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、徳山医師会等との連携強化を図っておく必要がある。

■感染症への意識向上及び対応策の整備

○災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、保健所等関係団体と連携し、対応マニュアルの整備をするとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。併せて、感染症への意識向上のため、市民や関係者に対して市ホームページや研修会等による普及啓発を実施している。また、災害発生時における避難所等での感染症対策に必要な物資・資材についても、計画的に整備していく必要がある。

■予防接種の促進

○災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種、普及啓発を行っている。接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高くなるが、乳幼児期は接種率が高いが、接種対象年齢が上がるにつれて、接種率が低くなる傾向があり、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。

④産業

■エネルギー供給事業者の災害対策

○電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

■企業の業務継続計画策定の促進

○災害時に経済活動が停滞することのないよう、業務継続計画を策定していない中小企業等に対して、県や商工関係団体等と連携し、その必要性について普及啓発していく必要がある。

■石油コンビナート防災体制の強化

○大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。

○山口県石油コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及びコンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。

○石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

■石油コンビナート等特別防災区域の耐震強化

○事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

■危険物施設等の対策

○危険物施設等の立入検査を実施し、施設の適正な維持管理を指導するとともに、防災訓練等を行い、防災力の向上を図る必要がある。

■緩衝地帯等の保全

○臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナート事故などによる被害を軽減するため、緩衝地帯等を保全する必要がある。

■事業所における防災訓練の充実

○事業所における火災等の被害を軽減するため、防火訓練等を通じて、防火・防災意識の啓発を図り、有事の際に適切な通報、消火、避難誘導が行われる必要がある。

⑤交通・物流

■橋梁の長寿命化

○市道に架かる橋りょう 809 橋（R2/2020）の約半数が 50 年以上経過しており、今後、長寿命化に向けた補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。市街地について、国道と県道以外は狭小な市道が多く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路整備を効率的・効果的に行う必要がある。また、既存の道路施設及び舗装については長寿命化計画に基づき計画的な維持管理に努める必要がある。

■道路の防災対策

○道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。

■市街地等の幹線道路の無電柱化

○電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

ある。

■道路施設の老朽化対策

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の個別施設計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な維持補修を推進する必要がある。

■道路ネットワークの整備

○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、幹線道路の整備を進める必要がある。

■安全な避難路の確保

○災害発生時、子どもたちや高齢者など多くの避難者が安全に避難するため、避難経路の整備、舗装の補修などにより、安全な避難経路を確保する必要がある。

○住民に密着した避難路である市道の改良率は7割に満たないことから、緊急車両の侵入が出来る4mの幅員を確保するなど、市道の改良率を上げる必要がある。

■災害発生時の物流インフラの確保

○災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、危険箇所の把握とその対策について検討していく必要がある。

■燃料供給の確保

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

■代替輸送手段の確保

○中山間地域等における避難路や代替道路を確保するため、市道、農道、林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を進める必要がある。

■災害発生時の物流機能の確保

○災害発生時における物流機能確保のため、県において「災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定」、「災害時における船舶等による緊急輸送に関する協定」を締結している。災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、市としても物流を担う団体との災害協定を締結する等、協力体制を強化する必要がある。

■輸送ルートの代替性の確保

○災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確保するため、庁内関係課、県、物流事業者、交通事業者等と情報共有を図る必要がある。

■災害時における公共交通の安定供給の確保

○災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、ＪＲ、バス等事業者、警察、国、県など関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、周南市地域公共交通会議を中心に事業者等と協議を進め、適切な進行管理をしていく必要がある。

■地域公共交通の確保

○平成 30 年 7 月豪雨災害(2018 年)では、自動車の流出、道路・鉄道の被災など地域の交通基盤が大きな被害を受ける中、避難所への移動や避難生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となったことから、平時から地域の地域公共交通を守り、維持していく必要がある。

■広域交通の確保

○災害発生時等に交通路の冠水や法面崩落等により交通網が分断されることを想定し、広域交通の確保のため、ＪＲ、バス事業者と情報共有を図る必要がある。

⑥農林水産

■農道・林道の機能保全・老朽化対策

○災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

■ため池等の廃止や改修・老朽化対策

○豪雨や地震を原因とするため池の決壊等による災害を未然に防止するため、ため池の諸元等について調査を実施し、ハード・ソフト面からの対策を進めている。引き続き、ため池等の施設の点検を実施していくとともに、住民・受益者の意向確認、理解を得るための体制づくりが必要である。

■食料生産体制の強化

○農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等が顕在化している。災害時においても農産物が安定供給できるように、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策

○高齢化による離農が進んでいる中、産地維持を図るため新規就農者や規模拡大を行う農業者を支援している。豪雨や台風による被害が懸念される中、安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であり、農作物生産に必要な施設・機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。

■漁港施設の整備・老朽化対策

○災害時の救援物資の受け入れや水産物の流通を確保するため、拠点漁港において、災害時でもその機能が維持できるよう、岸壁等の耐震化等の整備を行う必要がある。また、漁港施設の機能維持を図るため、機能保全計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

■農林水産物の移出・流通対策

○災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の集荷等ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。

■農地の利用促進

○有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き、洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により、荒廃農地の解消を推進する必要がある。

■農地の生産基盤の整備推進

○異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。

■森林の計画的な保全管理

○材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃の進行や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。

⑦国土保全・土地利用

■海岸保全施設の整備・老朽化対策

○津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

■高潮ハザードマップの整備

○平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県が高潮浸水想定の見直しを行った後、市で高潮ハザードマップを整備し、住民へ周知する必要がある。

■河川改修等の治水対策

○洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修や水門等の適切な点検と的確な維持修繕を実施していく必要がある。

■最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備

○平成 27 年(2015 年) 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模降雨による浸水想定が求められている。現在、県で対象河川の浸水想定の見直しが進められており、最大規模降雨による浸水想定が策定された河川について、市で洪水ハザードマップの整備を進めている。

■避難情報発令及び自主避難のための情報提供

○土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難情報の発令方法や伝達方法について検討していくとともに、平時から住民に対してハザードマップによる危険個所の周知、土砂災害警戒情報等の気象情報について理解を図っていく必要がある。

■大規模盛土造成地の滑動崩落対策

○大規模盛土造成地は大地震によって、滑動崩落を起こす可能性があるため、大規模盛土造成地マップを作成しており、対象となる造成地の場所や箇所数等の周知を図るとともに、安全性調査等の計画を進める必要がある。

■山林地域における防災対策

- 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。
- 材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

■地籍調査の促進

○地籍調査は、正確な土地の基礎的情報（境界・面積等）の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するものであるが、本市の地籍調査の進捗率は 18%（R4/2022）と、山口県の 63%（R4）を下回っていることから、引き続き地籍調査を促進する必要がある。

⑧環境

■有害物質の流出・拡散防止対策

○市は、災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について、県との連携により監視指導を行っている。消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理・保管等を関係法令等に基づき指導している。災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。

■有害物質の大規模流出・拡散対応

○有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し対応している。有害物質が大規模に流出した場合は早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。

■災害廃棄物の処理体制の構築

○災害廃棄物は一般廃棄物とされ、市が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、山口県災害廃棄物処理計画などと整合性を図りつつ、発災時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について検討・見直しを行い、実効性のある災害廃棄物処理計画とする必要がある。

■災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

○災害が発生した場合において、市の一般廃棄物処理施設だけでは処理能力が不足し、広域的な災害廃棄物の収集運搬体制が不可欠となってくることから、広域的処理も含め災害廃棄物の円滑な処理を行うため、県、他市町、関係団体との連携を強化する必要がある。また、連携に当たっては、窓口を一本化するなど、対応に支障を来さないための体制調整が必要である。

■災害廃棄物の収集・運搬対策

○災害が発生した場合において、具体的な行動及び実務を明記した「災害廃棄物処理マニュアル」や災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定に基づき、円滑に災害廃棄物を収集・運搬するため、関係機関との連携を強化する必要がある。

2 横断的分野

①リスクコミュニケーション

■地域コミュニティの強化

○過疎・少子高齢化により、担い手不足、地域活力の減退など地域コミュニティの維持が難しくなっていくことも想定される。このため、共助の中心となる自治会や地域コミュニティ組織の基盤強化・活性化に取り組む必要がある。

■自主防災組織の活動支援

○災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の組織率は平成 27 年度(2015 年度)末で 100%となっているが、さらなる地域防災力向上のため、既存組織の活性化を図っていく必要がある。各自主防災組織で、災害時における避難所運営などの活動や平時の防災訓練、資機材の整備など、様々な活動を実施しているが、市としては、継続した自主防災活動の取り組みができるよう、様々な施策で自主防災活動を支援する必要がある。

■防災意識の啓発

○災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、周南市防災アドバイザー制度による講師の派遣や市の職員による出前トークによる講座の実施、自主防災組織を対象とした研修会や防災シンポジウムの開催、広報紙や市ホームページによる広報活動、防災訓練等を通じて啓発を行っている。引き続き、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層取り組みを実施していく必要がある。

■防災教育の推進

○災害発生時の被害を軽減するためには、教職員・児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であり、市内全ての学校において、本市の地形や気候等から想定されるあらゆる災害についての防災教育の充実を図っていく必要がある。

■地域防災リーダーの育成

○地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、県等関係機関と協力して、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等と連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

■災害ボランティア受入体制の構築

○災害ボランティアセンターについては、周南市社会福祉協議会で開設、運営を行っている。引き続き、災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築し、円滑な運営を図るため防災訓練を共同で開催する等、平時から連携、情報共有に努めることが必要である。

■災害ボランティアコーディネーターの育成

○災害発生時には、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。

②老朽化対策

■公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

○周南市公共施設再配置計画に基づき、今後必要な施設を見極め適切な維持管理を実施し、施設の耐震化・老朽化対策を図る必要がある。

資料3 用語解説

()内は当該用語が出てくるページを示す。

空家等対策計画 (P20)	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、市町が定める計画のこと。市町はこの計画の中で、対策の対象地区や対象空家の種類、適正管理・利活用の促進や特定空家等（倒壊等のおそれがあり放置することが不適切である空家等）に対する措置等について定める。
Lアラート (P42-44, 47, 61, 83)	自治体などが発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するサービスのこと。
海岸保全施設 (P20)	高潮や津波、波浪による災害や海岸侵食を防止するため、海岸線に設置する施設のこと。堤防、護岸、離岸堤、消波ブロック、水門などがある。
感震ブレーカー (P19, 41, 70, 82)	地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める装置のこと。
緊急輸送道路 (P19, 27, 37, 40-43, 50, 52, 54, 55, 62, 63, 65, 68, 82, 89, 70, 82)	地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。
クラウド化 (P17, 55, 56, 74)	本計画においては自治体クラウドを指し、住民基本台帳・税務・福祉等の自治体の情報システムやデータを、外部のデータセンターにおいて管理・運用するクラウドサービスを用いて複数の自治体で共同利用する取組のこと。
下水道ストックマネジメント計画 (P21, 55, 68, 84)	処理場や管路などの下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に施設を管理するための計画のこと。
個別施設計画 (P27, 75, 89)	施設ごとの長寿命化計画のこと。
サプライチェーン (P4, 11, 12, 37, 62, 63)	原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、鎖としてつながっている一つの連続したシステムとして捉えた名称で、本計画では、災害時に必要となる物資の流れをいう。
指定緊急避難場所 (P14, 45, 77)	住民等が災害の危険から緊急的に逃れる際の避難先（災害類型ごとに指定）のこと。
指定避難所 (P14, 45, 77)	災害の危険性があり避難した住民や被災者が一定期間避難生活する場として指定された施設のこと。
信号機電源付加装置 (P17, 58, 79)	停電時、自動的に発動発電機が作動し、信号機に電力供給する装置のこと。
想定最大規模の洪水 (P35)	現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、想定し得る最大規模のものとして設定した年超過確率（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率）が概ね 1/1000 の規模以上の洪水のこと。一方、計画規模の洪水は、河川の計画を作成するときに対象とする洪水のこと。県管理河川では、年超過確率が 1/10～1/100 の規模の洪水としている。
大規模盛土造成地 (P30, 42, 85)	造成宅地のうち、いずれかを満たすもの。①谷埋め型で盛土の面積が 3,000 ㎡以上のもの、②腹付け型で盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 m 以上のもののこと。
多面的機能 (P30, 31, 45, 71, 72, 94)	農林水産業や農山漁村が果たす様々な機能のこと。農林水産物等の供給機能だけでなく、国土や環境の保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供、地域色豊かな伝統文化の継承などの機能がある。
多面的機能支払(制度) (P31)	地域が共同で行う、水路・農道等の泥上げや草刈り、補修などにより、地域の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を

	支援する制度のこと。
地すべり防止区域 (P20, 46, 83)	現に地すべりをしている区域又は地すべりをするおそれのきわめて大きい区域（地すべり区域）と、これに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域を合わせた地域で、公共の利害に密接な関連を有するものとして指定された地域のこと。
中山間地域等直接支払制度 (P30, 31)	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援する制度のこと。
長寿命化 (P1, 27, 32, 40, 42-44, 46, 50, 52, 54, 62-64, 68, 75, 89)	施設が保有している機能の低下を極力抑え、適切な利用の継続を図ることを目的に、施設の老朽化が進む前に調査を行い計画的な管理や補修工事を実施すること。
長寿命化計画 (P27, 32, 40, 42-44, 46, 50, 52, 54, 55, 62, 63, 65, 68, 71, 76, 77, 89, 94)	維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るため、具体的な対応方針を定めた計画のこと。
道路啓開 (P12, 28, 73)	災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることである。
内水 (P22, 44, 76, 84)	河川の水を「外水」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（居住地）にある水を「内水」という。河川の水が溢れなくても、側溝、下水道などの排水能力を超える大雨や、排水する先の河川水位の上昇などで排水出来なくなることにより内水氾濫が生じる。
南海トラフ巨大地震 (P1, 7, 8, 10)	南海トラフ（静岡県の駿河湾から九州東方沖までの約 700 kmにわたって続く深い溝状の地形）沿いで発生する大規模な地震のこと。これまで 100～150 年周期で発生し、今後 30 年以内の発生確率は 70～80%とされている。
ハザードマップ (P22, 30, 32, 35, 37, 42, 44, 45, 71, 76, 84, 85, 94)	災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報を分かりやすく表示した地図のこと。津波、高潮、洪水、内水、土砂災害などのハザードマップがある。
B C P (P15, 22, 26, 37, 49, 53, 57, 59, 68, 78, 84)	事業（業務）継続計画（Business Continuity Plan）の略。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
避難行動要支援者 (P24, 37, 42-44, 46, 47, 50, 57, 89)	高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。
福祉避難所 (P24, 37, 45, 46, 86)	介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。
無電柱化 (P27, 41, 43, 75, 89)	電力線や通信線等を収容する電線共同溝などの整備により電線類を地中化するなど、道路から電柱をなくすこと。これにより、道路空間が開放的ですしっきりしたものとなり、良好な景観形成が図られる。さらに、台風や地震等の災害時に、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりといった危険をなくすことなども目的とする。

予防保全 (P46, 77)	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理手法のこと。
リスクコミュニケーション (P13, 35, 37, 97)	リスク要因やそのリスクを低減するための取組について、関係者が情報を共有しつつ、それぞれの立場から意見や情報を交換すること。リスクに関する正しい知識と理解が深まり、リスク低減に向けた取組を有効に機能させることができる。

<改訂履歴>

- ・令和4年（2022年）3月：一部改訂
- ・令和5年（2023年）3月：一部改訂
- ・令和6年（2024年）3月：一部改訂
- ・令和7年（2025年）3月：一部改訂